

白耳義商法

白耳義商法註釋

家資分散ノ部



司法部記錄文庫
第八百八十八號

第六號
第六架
第六

白耳義商法註釋

家資分散部

曲木如長譯

司法部
第一〇號
寄贈圖書文庫

止エラレタル中ハ豫防分散和約ニ関スル行為ニ
 ハ再ヒ之ヲ始ムルコトヲ得ハキヤ
 此問題ハ家資分散ノ後チニ干渉スル分散和約
 於テハ比較的疑問ナリ吾人ノ所見ヲ以テ
 スレハ豫防分散和約ニ関スルハ之ヲ是ナリ
 トシテ解釈セサルベカラス而シテ法律ハ此事
 付キ何等ノ禁令ヲモ設ケス且チ家資分散ノ
 公告ナキ間ハ負債者カ裁判所ニ對シ新ナル頼
 書ヲ差出シ得サルノ理由ルヲ見サレナリ但
 裁判所ニ於テ請願者カ分散和約ヲ得ルカ為
 要セラレタル条件ヲ有スト鬼量ニタルニ
 當リ訴訟手續ヲ行ハサルモト決定ニタル中
 格別ナリトス

第十八條

分散和約ノ訟求審理中裁判所ニ於テ負債者
 カ不幸及ヒ善意ニアラサルコトノ証拠ヲ得
 タルキハ何時ニテモ家資分散ノ景状ニ在ル
 ことト公告スルヲ得ベシ

要旨

第十八條ノ本原
 本條規則ノ理由
 負債者ハ家資分散ヲ公告スル裁
 判ニ對シ控訴スルヲ得ベシ

三二八三
 起草ニ成リ
 此條モ亦前條ニ於ケルカ如ク政府
 三

中央組合、尊按中ニナキモトナ
二二八三 豫防分散和約ヲ得ルカ為
ベカラサル条件ハ乃チ負債者カ不幸及ヒ善意
ナルコト是レナリ(才ニ途故ニ若ク分散和約ノ
訟求審理中ハ如何ナル時期ニ於テモ裁判所カ
此案件ヲ有セサルノ証拠ヲ得タルハ家資分
散ノ景状ニ在ルモノト公告スルコトヲ得ベシ
蓋シ其帰着スルコトヲ知ラサルノコトヲ
施行スルハ之ヲ無益ト謂フベキナリ
二二八四 負債者ハ其裁判ニ對シ控訴スル
ヲ得ベシ何トナレハ控訴權ハ第二十一條ニ拠
リ一般ノ方法ニ拠ラ之ヲ為ス
早フ之ニ関シ特別ナル場合ニ於テモ亦何等ノ

例外ヲ設ケラレタルナキカ故ナリ

第十九條

分散和約ノ認可ニ付キ下ニタル裁判宣告書
ハ受命利事ノ請求ニ由リ及ヒ其裁判ノ日付
ヨリ三日内ニ商事裁判所ノ公廷ニ貼示シ及
ヒ板書ヲ以テ第五條ニ指示シタル新聞紙ニ
公告スベシ

ダニサードムールニ氏ノ發議

第十八條 分散和約ヲ認可スル旨ヲ記載シ
タル裁判宣告書ハ第五條ニ指示シタル新
聞紙ニ其板書ヲ掲載シ以テ之ヲ公ケス

中央組合、尊按

支拂、猶豫ハ訴訟手續ヲ開始スルニ付キ
商事裁判所ヨリ付与セラレタル許可、適法
結果ナリ
第六條ノ法文ニ「負債者ハ分散和約ヲ得ル
カ為メニ履行スヘキ訴訟手續、間受命利事
、許可ナクニテ讓與書入質又ハ約束ヲ為ス
コトヲ得ズトナリ
是レ分散和約者ナル負債者ニ對シテ受命利
事カ當然執行セラルヘキ後見者タルノ一種
ナリ
債主及ビ第三者ハ裁判上其狀況ヲ持續セラ
ルヤ否ヲ知ルニ付テハ同一ノ位置ニ在ル
關係者ナリ

是ヲ以テ余輩ノ思考スル所ニ依リハ分散和
約ノ認可ヲ与ヘタル裁判ト全ク其認可ヲ
拒止セタル裁判モ亦之ヲ公ケニスヘキノ堅
要ナルコトヲ見ルベシ
三二八三 第五條ニ指示ニ及ビ第十九條ニ
載セタル新聞紙ハ乃チ白耳義モニトシテ
ニ其他裁判所ニ於テ指定セタルニ三、新聞紙
ナリ

第二十条

此裁判言渡ニ對シ故障ヲ許サズ但シ召集セ
ラレズ又ハ債主ノ集會ニ故ラニ出席セズ又
ハ第十四條ニ記載セタル權利ノ使用ヲ為サ
ズ
債主ニ就テハ此限ニ在ラズ

此故障ハ執行ヲ中止セサルモノニシテ之ニ
理由ヲ記シ且ツ新聞紙ニ掲ケタルハ公
ヨリ八日内ニ商事裁判所ニ出廷スハキ呼出
状ト共ニ負債者ニ通知スベシ出廷ノ期日ハ
一日ヲ隔テサルヤカラズ裁判所ハ中止シタ
ル迄テノ事件ヲ裁決スベシ
認可ノ裁判ハ裁判所カ負債者ノ悪意ヲ証明
シタルハ非サレハ之ヲ取消ス
得ス
第十九条 認可ニ付キ下ニタル裁判ハ之ニ
對シ故障ヲ許サズ
第二十條 此裁判ハ控訴ニ拘ラス執行スル
モノトス

中央組合ノ章

第十七條 認可ニ付キ下ニタル裁判ハ之ニ
對シ故障ヲ許サズ但シ債主ノ集會ニ召集
セラレサル債主ハ格段ナリトス
此故障ハ裁判ノ執行ヲ中止セサルモノニ
シテ商事裁判所ニ出廷スハキ召喚アリタ
ル日天ニ新聞紙ニ公告シタル日ヨリ八日
内ニ負債者ニ其旨ヲ通知スベシ
出廷ノ期限ハ中間一日ヲ隔ツベシ裁判所
ハ中止シタル迄テノ事件ヲ裁決スベシ
認可ノ裁判ハ裁判所カ負債者ノ悪意ヲ証
明シタルハ非サレハ之ヲ取消スコトヲ
得ス

要旨

(二) 八七 分散和約、認可付キ下ニタル

(三) 裁判：對ニ故障申立、權利ヲ有スル債主

(二) 八八 故故障、裁判執行ヲ中止スルカ

ラズ〇呼出状ト共ニ故障ヲ通知セシムハ

(三) 二八九 新聞紙ノ公告カ日ヲ異ニシタル

場合 出廷スルキ期限

(三) 二九〇 第二十条末段規則ノ説明

(三) 二九二 豫防分散和約ニ関スル訴訟手續ハ

速ニ拂取ルコトヲ緊要トス是レ分散和約ノ認

二二八七 豫防分散和約ニ関スル訴訟手續ハ

速ニ拂取ルコトヲ緊要トス是レ分散和約ノ認

可ニ付キ下ニタル裁判ニ召集セラレタル債主

又ハ故ラニ召集ニ出席セサル債主又ハ第十四

条ニ記載ニタル權利(第二十條第一項)ヲ使用セ

サル債主ノ外ニ對シ故障ヲ許ササル所以ナリ

リ蓋シ故障申立ノ權利ヲ拒止セララルモ亦是

レニ由ラナリ

第一 召集セラレタル債主是レ召集ニ出席

シ及ヒ其權利ヲ既ニ利用シ得タルカ故ナ

リ

第二 假令ニ召集ニ召集セラレサルモ故ラ

ニ召集ニ出席ニタル債主斯ノ如キ債主ハ

之ヲ召集セラレタル者ト看做シ其債權ヲ

差出シ及ヒ他人ノ債權ニ對シ争訟スルコ

一三

トヲ得タルカ故ナリ
 第三 公正証書又ハ私署名証書ヲ持有スル
 債主ニシテ召集ヲ受ケス及ヒ故ラニ出席
 セザル者ハ集會後八日間ニ其債權ヲ書記
 局ニ提出スルヲ得ベシ(乃十四条)此債主
 ハ代議士院ニ於テ司法大臣バテラ一氏カ陳
 述シタルカ如ク集會ノ開會中ニ於ケル調
 書ヲ査閲ヲ請求シ又テ其事情ヲ知得スル
 ニ得ハシ而シテ其權利ヲ利用スルカ為メ
 ニ必要ナル参考ノ事實ニ提携シテ裁判所
 へ送付スルヲ得ベシ
 (三二八八) 凡ソ分散和約ノ違ニ其訴訟手續ヲ
 採取ラスハテ目的ナルヲ通則トス故ニ法律上

故障ヲ申立ルモ其裁判ヲ執行ヲ中止セス且ツ
 故障ノ申立ル新聞紙ニ公告ニタル日ハ商事
 裁判所ニ出廷ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ八日間
 ニ履行者ニ通知スルハテ旨ヲ規定ニタリ
 (三二八九) 新聞紙ノ公告カ日ヲ異ニシタル中
 ハ故障申立ノ為メニ付与セラレタル期限ハ最
 終ニ公告ノ日ヨリ之ヲ起算スルコト法律ノ精神
 ニ從フタルモノ如ク現ニ債主カ認可ニ付キ
 下ニタル裁判ヲ知得ニ及ヒ其結果ニ付キ為シ
 得ハシト思量スルハ唯規定セラレタル公告ノ
 後ナシ在ルモノナレバナリ
 (三二九〇) 出廷スルキ期限ハ即チ中間一月ヲ
 隔ルルニシテ(乃二十条)蓋シ召喚ノ日ト商事
 一五

裁判所ニ出廷スルノ日トノ間一日ヲ置テ以テ
テ免分ナルモト為シタリ而シテ常ニ訴訟手續
ヲ迅速ニ行ハシムルノ目的ヲ以テ乃チ二十条
ニ項ニ於テハ左ノ数語ヲ記載セタリ
裁判所ニ故障ニ付キ中止セタル迄テノ事件
ヲ裁決スベシ
三二九二法律ニ於テハ豫防分散和約ニ便益
ヲ與ハタルモノナリ是レ認可ノ裁判ハ裁判所
カ負債者ノ意思ヲ証明セタルハ非サレハ債
主ノ故障ニ付キ之ヲ取消スルヲ得サル所ナ
リ(乃チ二十条乃三項)故ニ唯タ若干ノ法式ヲ缺キ
タルノ理由アルニ非サレハ裁判ノ改正ヲ請求
スルヲ得サルトス

第二十一条

控訴ノ履行者及ヒ召集セラレ又ハ分散和
約ノ採用ニ及ビテ投言セ又ハ債権ノ全部或
ハ幾分ヲ拋棄セタル債主ヨリ為スコトヲ得
ベシ
控訴ハ本訴訟裁判ノ執行ヲ中止セス
控訴ノ期限ハ八日トス其期限ハ債主ニ對シ
テハ乃チ十九条ニ定メタル公告ノ日より負債
者ニ對シテハ裁判官渡ノ日より起算ス
控訴ハ特別ノ簿冊ニ登記セタル商事裁判所
ノ書記局ニ陳述シテ之ヲ為スベシ此陳述ノ
寫ハ書記局ニ陳述シテ之ヲ為スベシ
四十八時間ニ控訴院ノ書記局ニ送付スベシ

債主ヨリ為シタル控訴ハ四日ヲ隔テタル期
 限ニ於テ控訴院ニ出廷スハキ呼出状ト共ニ
 負債者ニ送達スベシ
 其事件ハ控訴院開廷最近ノ日ニ定メラルベ
 シ控訴院ハ中止シタル總テノ事件ヲ裁決ス
 ヲシ檢察官ハ意見ヲ申立ツベシ
 凡ソ商事裁判所ニ對シ其權利ヲ主張セニト
 スル債主ハ訴認ニ參加スルヲ得ベシ
 單一通告知書ヲ控訴者ノ代書人ニ送達シ
 テ之ヲ為スハニ參加ハ年論ヲ延滞スルコト
 ヲ得ス
 控訴院ノ判決ハ第十九條ノ規則ニ從ヒ貼示
 ム告スベシ

第二十條 控訴ハ召集セラレタル債主分散
 和約ノ採用ニ及ビ投言ニタル債主及ビ負
 債者ヨリ之ヲ為ス
 得ベシ

第二十一條 控訴ノ期限ハ十五日トス而シ
 テ此期限ハ債主ニ付テハ「モ」トウル報官ニ
 掲載シタル日負債者ニ付テハ「裁判ヲ言渡
 シタル日ヨリ起算スルモ」トス

第十八條 中央組合ノ草案
 散和約ト雖モ裁利所ニ於テ認可セラサル各
 トヲ得ス
 外ニ之ニ對シ控訴スルコト

此場合ニ於ケル控訴ハ其裁判ヲ中止セス
且ツ裁判官渡ノ日ヨリ八日内ニ特別ノ簿
冊ニ登記シタル申告ヲ以テ商事裁判所ノ
書記局ニ送致スベシ
此申立書ノ写ハ書記之ヲ証認シテ四十八
時間内ニ一切ノ書類ト共ニ控訴院ノ書記
局ニ送致スベシ
其事件ハ控訴院ニ於ケル最近開廷ノ日ニ
之ヲ定メ而シテ該院ハ中止ニタル迄テノ
事件ヲ裁決スベシ
檢察官ハ之ニ對シ其意
見ヲ申立ツベシ
商事裁判所ニ對シ其權利ヲ主張セントス
ル各債主ハ該事件ニ干預スルコトヲ得
ル

而シテ其干預ハ負債者ノ代書人ニ單一
通知書ヲ送達シテ以テ之ヲ為スベシ

要旨

(二) 二九三 一般ノ意見

(二) 二九三 控訴權ハ何人ニ屬スルヤ

(二) 二九四 控訴ハ本訴ノ裁判ヲ中止セス

結果

(二) 二九五 控訴ノ為メニ付与セラレタル期

限

(二) 二九六 法式

(二) 二九七 控訴院ハ控訴ニ付キ總テ中止シ

夕心事件

(二) 二九八 債主ニ附與セラレタル干預ノ權

二二九 第九九 第二十一條末段、規則

註釈

二二九二 豫防分散和約ノ認可ヲ拒止シ又ハ
件與シタル裁判ハ原債者ニ其債主ノ為メニ
在モ緊要ナルモトス是レ則チ第二十條カ一
般ノ方法ニ依リ此控訴權ヲ定メタル所以ナリ
二二九三 控訴ニ得ハキ權能ハ左ニ記載ニ夕
ル者ニ付與セラレベシ
才一 毫モ制限ナクニテ受債者ニ付與セラ
ルハ是レ分散和約ヲ拒止セラレ、件ハ
其重大ナル損害ヲ惹起スルニ至ルカ故ナ
リ

才二 若干ノ區別ヲ以テ債主ニ付與セラ
ルハシ

才二十一條ニ於テハ左ニ記載ニタル者ニ控

訴ノ權利ヲ付與シタリ

(不) 召集セラレザル債主蓋シ此債主ハ其權

利ヲ主張スルコト能ハサリト者ト思量セ

ラレタルカ故ナリ

(口) 分散和約ノ採用ニ及ビ投言ニタル債主、
蓋シ此債主ハ分散和約ノ認可ニ依リ著シ
キ損害ヲ惹起スルニ至ルハキコトアルカ
故ナリ

(ハ) 債權ノ全部又ハ幾分ヲ棄却セラレタル
債主蓋シ分散和約ノ成否カ此棄却ニ関ス

ルコトアリニカ故ナリ
若シ債権ノ全部又ハ或分ノ棄却カ其債権ノ外
ニ得タル多数ヲ棄セサル件ハ乃チ認可ニ付キ
下ニタル裁判ハ之ヲ改正ニ得サルコト勿論ナ
リ

三二九四 普通法ノ例外ニ依シテ控訴ハ本訴

ノ裁判ヲ中止セサルモノトス

裁判所ニ於テ認可ヲ拒止シタル件ハ分散和約

ハ假ニ何等ノ効力ヲモ生セサルモノトス若シ

分散和約カ認可セラレタル件ハ家資分散ノ公

告ヲ止息シ而シテ控訴院ノ決定ヲ待テ執行ス

ハキモノトス

三二九五 訴訟手続ハ極メテ敏捷ナラザルハ

カラス是レ通常民事ノ控訴期限ハ三月ナル
モ此ニハ八日間ニ限ラレタル所以ナリ
此期限ハ債主ニ就テハ第十九条ニ於テ定メラ
レタル公告ノ日ヨリ起算ス(オ二一条オ三項)
而シテ若シ此公告カ日ヲ異ニシタル件ハ其
ノ既ニ前文ニ記叙シタル如ク故障ニ付テハ其
公告ノ最終ノ日ヨリ起算スベシ負債者ニ関ス
ル控訴ノ期限ハ裁判官ノ日ヨリ之ヲ起算ス
何トナレハ負債者ハ其關係スル所尤モ大ナル
ヲ以テ其決定ヲ知悉セルモノト思量セララル
コト常ナレハナリ
三二九六 控訴ノ公式ハ第二十一条オ四項及
オ五項ニ依テ之ヲ定メ負債者ハ但シ控訴人ノ

被控訴人タルニ止マルベシ
控訴ハ商事裁判所ノ書記局ニ申立書ヲ以テ之
ヲ為シ特別ノ簿冊ニ記入セラルベシ其申立書
ノ寫ハ書記之ヲ証認セラレ一切ノ書類ト共ニ二
十四時内ニ申出タル控訴ノ書記局ニ送付スベシ
債主ヨリ申出タル控訴ハ控訴院ニ出廷スベキ
通知書ト共ニ之ヲ負債者ニ通知スベシ而シテキ
其出廷ノ日ト通知ノ日トノ間四日ヲ隔フル期
限ヲ設クベシ
三二九七 其事件ハ急速審理ヲ要スルカ故ニ
控訴院ノ最近開廷ノ日ニ之ヲ定ムヘシ而シテ
控訴院ハ檢察官ノ意見ヲ聴キタル後チ中止シ
タル總テノ事件ヲ裁決スルモノトス(才二十十一

条才六項

三二九八

法律ニ於テハ商事裁判所ニ對シ
控訴ノ許認ニ干預スル
利ヲ主張シタル債主ニ控訴ノ許認ニ干預スル
ヲ許セリ是レ其關係ヲ有スルヲ以テナリ蓋
シ法律上費用ヲ省クノ目的ヲ以テ其干預ハ單
一ノ通知書ヲ控訴人ノ代書人ニ送達スヘシト
規定シ以テ弁論ヲ遲滯スルト勿ラシム(才二十
一 条才六項)
一 条才九 本条未段規則ノ明文ニ控訴院ノ利
二 二九 本条未段規則ノ明文ニ控訴院ノ利
決ハ才十九 條ノ規定ニ從ヒ之ヲ揭示ス
レ之ヲ詳言スルハ商事裁判所ノ記廷ニ揭示シ
及ヒ才五 條ニ從ヒ白耳義モニトシ官其他裁
利所ニ於テ指示セタル新聞紙ニ之ヲ掲載シ
二七

スベシ

第二十二條

分 散 和 約
審 院 運 致
上 告 控 訴 院
公 告 控 訴 院
ノ ト ス

第 十 八 條 中 央 組 合
ノ 末 文 此 事 件
ノ 上 告

要 旨

三 三 〇 〇
裁 判 決
〇 上 告
大 審 院
為 之
上 告
認 可
付 下
コ ト
得 べ
期 限

三 三 〇 二

大 審 院 判 決

註 釋

二 三 〇 〇
ハ 上 告
事 記 載
中 央 組 合
章 按 才 十

八 條
上 告
禁 止
但 し
此 上 告
ハ 司 法 大

而 之
其 上 告
控 訴 院
判 決
揭 示
及 之
新

聞 紙
以 テ
公 告
日 日
八 日
内 之
之 之
為

二 三 〇 二
開 會
於
レ
氏
左
陳 述
為 之

タリ
商 事 裁 判 所
裁 判 院
判 決
之

ヲ揭示シ及ヒ之ヲムケスベントアリ依テ余
ハ大審院ノ裁決モ亦等々之ヲ揭示シ之ヲムケ
ニセサルヘカラルヤラ質問セントス
司法大臣バララ氏之ニ答テ曰ク是レ甚タ無用
ノ事ナリト
既ニ法律カ此事ニ付キ毫モ規定スル所ナキカ
改ニ此利決、公告ヲ要スルハ之ヲ專横ナリト
謂フベシ

第二十三條

分散和約ノ認可ハ各債主ノ對シテ羈絆ノ力
アルモノトシテ此認可ハ之ヲ得ル前ニ契約シ
タル和約ノ非ナレハ適用セズ若シ其債權ノ
争ハルルハ分散和約者ノ約款適用ニ付キ

千八百五十一年四月十八日ノ法律第五百六

十二條ニ從ヒ處分スベシ

預防分散和約ハ討議ノ利益ヲ拋棄シタル共

同負債者又ハ保証人ヲ利セサルモノニシテ

左ノ事項ニ関シテハ無効トス

第一 租稅其他公ケノ負擔及ニ堤防ニ屬ス

第二 賦稅

第三 先取特權書入質權又ハ動産質權ニ依

テ担保セラレタル債權

第四 養育料ノ名義ニ於ケル債權

第二十三條 凡フ左ノ事項ニ関シテハ分散

和約ヲ無効トス

第一 養育料、名義。於レハ債権
第二 若ヨリ正當ニ付共ニ先取

特權書入質権及ヒ保証金
中央組合、草案

第二十一條 凡ソ左ノ事項ニ関シテハ分散
和約、請求及ヒ分散和約ニ無効トス
第一 租税其他ニ付テハ、負擔元ニ現防、賦

第二 先取特權ニ依テ担保セラレタル債
権書入質入ハ、動産質債権

第三 養育料、名義。於レハ債権

第四 裁判所、願書ヲ提出ス前六ヶ月間
負債者及ヒ其親族ニナセル物品、供給

要旨

(二三) 分散和約ノ認可ハ各債主ニ對シ

羈勒ノ力ヲモトニ理由

(二三) 分散和約ノ認可ハ之ヲ得タル前
ニ係ル約務ニ非サレハ之ヲ適用セサルニ

(二三) 四 本法第二十三條ニ於テ家資分散
ニ関スル法律ヲ五百六十二條ニ送リタル

事

(二三) 五 第五百六十二條才一項ノ説明

(二三) 六 第二項ノ説明

(二三) 七 掛リ裁判官又ハ受命判事ハ貯蓄
物ヲ減却スルヲ得ス

テハト思料スル場合アリ此ノ如キ場合ニ於
テハ掛リ裁判官ノ受命裁判官ハ此債主ノ為
メニ貯存額ヲ増加スルヲ決定スルヲ得ベシ
然レモ家資分散ノ場合ニ於テハ管助人豫防
散和約ノ場合ニ於テハ其決定ニ對シ商評
定ヲ過當ナリト思量スルハ其決定ニ對シ
事裁判所ニ上告ヲ為スルハ其決定ニ對シ
關スル法律ニ百六十二條ヲ得ハ(家資分散
二)三〇七)掛リ裁判官ノ受命裁判官ハ指
示ニ依リ場合ニ於テ貯存ノ額ヲ増加スル
得ベシ但シ貸借平均表ニ掲載セラル金額
ヲ過當ト思料スルモ其貯存ノ額ヲ減少スル

任スル債主ニ与ヘラレタル期限ノ由リ
又ハ若干ノ債權ニ生じタル期限ノ由リ
滯スベカラズ然レモ一方ヨリ之ヲ各
關係人ノ權利ヲ保護スルキ方法ヲ施設
亦適當ナルモナリ則チ力ハ五百六十條
文ノ場合(期限ノ平均表及ヒ争訟ニ於テハ
主ニ就テハ貸借平均表ニ掲載セラル債
又其權利ヲ争ハル者ニ就テハ其債權ヲ申
述シ及ヒ確認シタル如ク其債額ニ應
部分ヲ貯存シタル後チ非サレハ一切配
着手セザルモトス(力ハ五百六十二條
三)三〇六)王國外ニ本籍ヲ有シ又ハ寄
者ノ債權カ貸借平均表ニ精確ニ掲載セ
サ

ハ法律ノ許サニ所ナリ故ニ才五十六十二条
才二項ノ規則ニ專ラ外國ニ任居スル債主ノ利
益ノ為メニ設定セラレタルモナシバ之ヲ減
額スルカ如キ権能ハ特ニ裁利官ニ与ヘザルモ
トス
二三〇八 第二十三條才二項ノ明文ニ豫防
散和約ハ共同負債者又ハ討議ノ利益ヲ拋棄シ
タル保証人ヲ利セズ蓋シ此規則ハ人ニ関スル
利益ヲ定メタルモノナリ然レ氏討議ノ利益ヲ
拋棄セサル保証人ニ就テハ此規則ノ例外トス
其設例ニ依レハ債主ハ分散和約ニ由テ与ヘラ
ルタル期限内ノ尽キサル前主タル負債者ト討議
スルヲ能ハサルカ故ニ保証人ハ假リニ一切ノ

審問ヲ受ケサルコトヲ至當トス然ラサレハ彼
レ自ラ義務ヲ負ヒタル所ノ信用ニ拠テ討議ノ
利益ヲ害スルニ至ルヘキヲ以テナリ
二三〇九 共同義務ノ為メ又ハ主タル負債者
ノ為メニ并濟ヲ為シタル共同負債者及ヒ保證
人ハ自ラ其債主ト為ルヘシ而シテ此資格ヲ有
セシ場合ニ於テハ分散和約ノ効果ニ從テタル年
故ニ其債主ハ和約ノ為メ与ヘラレタル年
濟ノ期限ヲ遵守スヘキモノトス
二三一〇 特別ノ利益ヲ受クヘキ若干ノ債權
アリ而シテ此債權ハ豫防分散和約ノ為ニ妨
碍セラレサルモトス乃ケテ第三條ノ明文
= 豫防分散和約ハ左ニ記載シタル債權ニ関シ

モノナキニ於テヤ
此債権モ亦特別ノ利益ヲ享ケル債権
ト公平ナリト謂フヘシ既ニ元老院ノ委任カカラ
言シタル如ク人ヲシテ餓死ニ至ラシムハカ
三三二以テ又拂猶豫ニ関スル千八百五十一年
ノ法律第六ケ月間ニ負債者
及ヒ其家族ニ為セル物品ノ供給ニ付十四箇ノ
例外ヲ定メテリ
然レテ今此規則ヲ新法律中ニ列記セサル所以
ハ之ヲ益ナリト思考スルニ由ルナリ何ト

ナレハ千八百五十一年十二月十六日ノ法律第
十九條ノ明文ニ右債権ハ之ヲ先取特權アルニ
トシテ乃々此費ニ十三條ノ例外中ニ
包摂セシメタル故ナリ

分散和約ヲ得ル者更ニ其身代ヲ持直シ
ル場合ニ於テハ其債権全部ノ并濟ヲ為サ

第ニ持直シタル者更ニ其身
部代ヲ持直シタル者更ニ其身
中央組合ノ学業

第二十二條 (ダンサーールドムールニ氏ノ尊
案ニ同シ)

要旨

(三三一) 代議士院ニ提出セラレタル各種
ノ意見

(三三一) 第二十四條ノ規則ハ公ケノ秩序

(三三一) 負債者カ更ニ其身代ヲ持直シタ
ルヤ否ヲ知ルノ問題ハ之ヲ裁判所ノ評定

ニ任クヘシヨセツテワルナント氏ノ修正
案ノ棄却

註釈

(三三一) 第二十四條ハ代議士院ノ會議ニ於

ラ議論久シク涉リテ幾多ノ駁撃并論アリタリ今

其論旨ノ一ニ記スレハ則チ其甚ク浪ニ失

ニ其身代ヲ持直シ去々ハ其詔辭甚クカ如ク負

シタルモノナレハ法律ノ明文ニ在ルカ場合ヲ

債者カ身代ヲ持直シ適当トスルヲ推定スヘキカ場合ヲ

明瞭ナラシムルヲ適当トスルノ意見ヲ論述セ

リ又他ノ議欠ハ契約者双方ニ於テ其合意ヲ適當

ト思量セラルニ從テ任意ニ去ルヲ却テ得策トナ

シ以テ此處ヲ黙々ニ付シ去ルヲ却テ得策トナ

セリハ十分散和約ニ規畫ケル年明スルカ為メニ司法大

臣ハ十分散和約ニ規畫ケル年明スルカ為メニ司法大

臣ハ十分散和約ニ規畫ケル年明スルカ為メニ司法大

債者生存中又ハ遺囑ノ贈与若クハ遺物ハ遺入者ニ
其由リ能ク又ハ遺物ハ遺入者ニ
田分租約ノ原因ニ証明シタル不足額ノ半
類ヨリ少カラサルニ於テ分租約以後此
及コト負債者其貸高中ニ於テ分租約以後此
租約ニ依テ結約シタル負債ヲ分租約以後此
ルヘキ財産ヲ有スルノ負債ヲ分租約以後此
ルハキ裁所ニ於テ詐欺ヲ以テ論セラルルハ非
此奈議ハ既ニ駁撃ニ貸ヲ供シタルニシテ
既ニ正案其本人モ之ヲ認知シタリ而シテ報
告委員ドベツケル氏ハ其時機ニ際シテ陳述ヲ報
為シタリ

諸君ヨリ此修正案ノ不完全ナルトハ如何ナル
言語ヲ以テ能ク之ヲ弁白スルヲ得ルヤ是レ
既ニ本欠カ昨日陳述シタルカ如クハ欠ハ飽
マテモ自説ヲ主張セレトス
故ニウレト氏ハ商業ニ由テ身代ヲ用復
シ加之テス甚ク富ミタル負債者ヲ裁お所
ニ訴フルトテ蠲除セラレタリ
今ハ遺囑ノ贈与若クハ遺物銀行者アリ生存中
人ハ遺囑ノ贈与若クハ遺物銀行者アリ生存中
田ノ富ヲ為セリ余ハ之ヲ裁お所ニ訴フルトテ
ノ許リルハ其商業外ノ原因
ニ用フルルハ其商業外ノ原因

是ヲ以テ其身体ヲ持直ニシタリトスル所ノモ
ノヲ精確綿密ニ定ムルハ到底能ハサル所ナ
ルハシ
是レ此問題タル裁断所ノ判定ニ一任セラル
ヘキ主義ヲ採用セザルハカラズ

分散和約ニ依テ竊取セラルタル保証人及ヒ
名債主ハ認可ノ後ニ生シタル通常又ハ詐欺
ノ倒産ノ言渡ニ申リ又ハ認可ノ後ニ發覺シ
タル貸高ノ藏匿又ハ借高ノ過実ヨリ生スル
所ノ欺詐ニ依リ其認可ノ取消ヲ請求スル
ヲ得ヘシ
分散和約ノ取消ハ当然保証人ノ義務ヲ釈放

又

要旨

- (一) 三二五 第二十五條ノ本原
- (二) 三二六 豫防分散和約ノ取消ヲ請求スル
- (三) 三二七 豫防分散和約ノ後々倒産ノ爲メ
- (四) 三二八 第ニ十五條ハ通常ノ倒産ニ対ス
- (五) 三二九 刑ノ言渡ノ爲メ能フヘキヲノ説明
- (六) 三三〇 刑ノ言渡ノ爲メ能フヘキヲノ説明
- (七) 三三一 詐術ノ爲メ能フヘキヲノ説明
- (八) 三三二 詐術ノ爲メ能フヘキヲノ説明
- (九) 三三三 詐術ノ爲メ能フヘキヲノ説明
- (一〇) 三三四 詐術ノ爲メ能フヘキヲノ説明

(三三二) 豫防分散和約ノ取消詐権ハ如何
(三三三) 期限内ニ於テ期満効ヲ得ルヤ
(三三三) 属スルヤ
(三三三) 文字ノ意義
第ニ十ニ条ニ於ケル保証人ナル

註釈
(三三一) 第五條ハ政府ノ起草ニ成リタ
ルモノニシテダンサリル下ムルニ氏ノ衆議
又ハ中央組合ノ草案中ニ見ヘサルトコナリ
(三三三) 第六條ハ見ヘサルトコナリ
一 条ニ分散和約(家賃)分散ノ後々分散
和約ヲ云ノハ其認可ノ後々分散人詐欺ノ倒産

依テ刑ヲ言渡サレタルハ当然之ヲ無効ト
スト開載セリ豫防分散和約ニ関スル法律ニハ
臺モ当然無効トスル事ヲ記セシト余氏第二十
五條ニ載セタルニ箇ノ場合ニハ取消ノ訴権ヲ
喪タリ而シテ此二箇ノ場合ヲ記スルハ乃チ左
ノ如シ

第一 詐欺ノ可ノ後々起リタル通常ノ倒産又
ハ詐欺ノ倒産ニ由リ分散和約ヲ得タル頁
債者ノ刑ノ言渡
第二 借高ノ過實ヨリ生スル所々欺詐(第二十
五條)

(三三一) 第七條
第二十五條ニ通常ノ倒産又ハ詐欺

ノ倒産ニ係ル處刑ノ事ヲ規定シタルハ奇異ナ
ルカ如シ何トナレハ分散和約ハ家資分散ノ公
告ヲ防止スルノ効力ヲ有スルヲ以テナリ而シ
テ新ノ如キ刑ノ言渡ハ商人ナルヲ以テ然レハ
レハ之ヲ受ケカレトモ商人ナルヲ以テ然レハ
ノ裁お権限ハ民事ノ裁お権限ト自ラ異ナレ
マノノ裁お権限ハ商人タル者ハ商事裁お所ニ
ソ家資分散ヲ公告セラルルハ商事裁お預
所又ハ輕罪裁お所ニ於テ倒産者トシテ重罪裁お
ラハハ輕罪裁お所ニ於テ倒産者トシテ重罪裁お
ノ際明認セラルルカ爲メ法律院ノ主席ナリ愛
參者ニ供スルカ爲メ法律院ノ主席ナリ愛讀者ノ
要領ヲ抄記ムヘシ

ベルナルト氏曰ク本欠ハ第二十四條(即チ本
法第二十五條)ノ實地適用ニ付キ二三ノ說明
ヲ請ハレトス凡ソ通常ノ分散和約ノ事件ニ付
キ家資分散ノ後チニ於ケル分散和約ノ係ル
ハ倒産事件ニ関シ刑ノ言渡アリタルハ
分散和約ヲ取消スルヲ得ヘシ是レ不欠ナリ
然レモ今此ニハ家資分散ノ公告ヲ防止スル
カ爲メニ定メタル豫防ヲ散和約ニ関スル
以テ此ノ如キ場合ニ於テハ倒産ヲ爲シ得
キノ理由ヲ充分ニ見サレハ倒産ヲ爲シ得
ニカレ氏曰ク然レモ大審院ニ於テ同
ノ事件ヲ解決シタルコト一年ヲ出テサレ

カルニ至リ
三三一九
貸高ノ藏匿又ハ借高ノ過実ヨリ生ズル所ノ欺
詐ヲ原因トシテ猶ホ之ヲ取消スルヲ得ハシ第
二五九条第一項
蓋シテ散和約ハ速ニ其結局ヲ期シ又シテ不明
瞭不精確ノモトナラシメサラセテ肝要タリ
是レ則テ通常ノ倒産又ハ詐欺ノ倒産ニ係ル刑
ノ言渡ノ場合ヲ除ク外ハ如何ナル取消訴権
トモ氏分散和約認可ノ後テ弁償シタル貸高ノ
藏匿又ハ借高ノ過実ヨリ生ズル所ノ欺詐ノ原
由アルニテラサレハ受理マサルモトス而シ
テ其原由タル債主負債者ノ真ノ状況ヲ知悉シ

タルニ於テハ恐クハ承諾セザリレ損害ヲ甘シ
テ以テ為ス所ノ債主ノ投言ニ亦影響ヲ及スヘ
キ状況ナリ而シテ欺詐ヲ以テ分散和約ヲ取消
スヘキ原因トスルハ認可ノ後テ弁償シタル
ヲ要ス蓋シテ其理由トスル所ハ債主カ早ク之
ヲ知リタルニ於テハ其投言ヲ為ス前ニ顧慮ス
ル所アルヘキヲ以テナリ
三三二〇
倒産ノ為メニ刑ヲ言渡サレ又ハ欺
詐アルカ為メニ分散和約ヲ取消サレハ
債主ヲシテ負債者ト取結ヒタル分散和約前ノ
景状ニ復セシムヘキ効力ヲ生ズル散和約前ノ
タル義務ノ要効ハ附帯ノ義務ノ要効ヲ惹起ス
ルニ由リ分散和約者ナル負債者ノ要効ハ保証
シタル

自ハ是義務ヲ秋放ニシルハ則チ第二十五條
第二項ニ分散和約ノ取消ハ其保証人ノ義務ヲ
秋放ニト記載セラレタル是レノ場合ニ於テハ
人ハ債主カ其証券ヲ滅却シタル場合ニ於テハ
民法第三百七十七條ニ記載スル年限ニ徒
ニ分散和約ノ執行ニ付キ既ニ年済シタル金額
ヲ取戻スルヲ得ハシ右民法第三百七十七條
ノ明文ヲ掲クハ即チ左ノ如シ
若シ錯誤ニ依リ負債者一ノ負債ヲ年済シ
ルハ其債主ニ對シ取戻ノ權利ヲ有スルモ
然レモ債主カ其年済ノ為メニ自己ノ証券ヲ
滅却シタル場合ニ於テハ右ノ權利ハ止息ス

ヘシ但シ年済シタル者ヨリ眞ノ負債者ニ對
シテ償還ノ請求ヲ為スハ格段ナリトス
二三二 欺詐ノ場合ニ於ケル取消ノ訴權ハ
乃チ商法ニ例外ヲ設ケサル民法第三百四條ノ
總則ニ從ヒ其欺詐ノ弁賞ニタル日ヨリ十年間
ニ訴フヘキモノトス通常ノ倒産又ハ詐欺ノ倒
産ニ付キ刑ノ言渡アリタル場合ニ於ケル取消
ノ訴權ハ刑ノ言渡確定シタル時ヨリ其期限ヲ
起算ス何トナレハ右刑ノ言渡確定ノ日ヨリ其
期限ヲ生スルヲ以テナリ而シテ第十八百五十一
年ノ法律第五白一十一條ノ明文ニ「家賃分散ノ
後チ得タル分散和約ハ其認可ノ後チ分散人
カ詐欺ノ倒産ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケタル片ハ

当然之ヲ要知トハ法律第百二十五条ハ通常ノ
ル十八日ハ十八年ノ法律第百二十五条ハ通常ノ
倒産及ヒ詐欺ノ倒産ヲ同一ノ等級ニ排置スル以
テ此ニ箇ノ場合ニ付キモ取消ノ事然レ得ルカ
モトト定ムルハ唯々關係人ニ其分散和約
ノ取消ヲ請求スルハ推能フ付与シタル
二三ニ散和約ヲ取消スルハ揚ケタルハ二國ノ場合
ニ於テ分散和約ヲ取消スルハ詐欺ハ左ニ列記
シタル者ニ屬スルハ保証人蓋シ保証人ハ之
第一分散和約者ノ保証人蓋シ保証人ハ之
ニ利害ヲ有スルハ明白ニ若シ其取消
ヲ言渡サレタルハ乃テ第百二十五条ノ法
文ニ依リ当然其義務ヲ放棄セシムルハ

第二分散和約ニ預リタル各債主則チ詳言
スレハ之ヲ承諾シタル債主并ニ之ヲ承諾
セサル債主蓋シ分散和約ニ関スル行為ノ
取消ニ付テハ各債主共ニ利害相同キカ故

各債主ハ他ノ債主ノ意ニ及スルモ各別ニ訴訟
ヲ為スコトヲ得ヘシ是レ各債主ハ其推能ヲ法
律ニ依テ付与セラルカ故ナリ
三三ニ普通ノ意義ニ用ヒラレタル保証人ナル文
字ハ所謂保証人ニ限ラズ則チ電ニ一身上ニ義務ヲ
担保シタル者ニ止マラズ都テ他人ノ負債担保
スルカ為メニ動産質権又ハ書入質権ヲ与ヘタ

ル者モ亦之ニ包含スヘシ今議院年報中ニ記ス
ル所ヲ見ルニ左ノ如シ

ハシセシ人氏曰ク本条(第二十五條)ハ保証人
ニ分散和約ノ取消ヲ訟求スルノ権利ヲ与ヘ
タルモノナリ果シテ然ラハ司法大臣ハ之ヲ
以テ既ニ充分ナリト思考セラレタルマ若シ
分散和約ノ執行ハ書入質権、動産質権ニ依
ル保証人トセハ書入質権、動産質権ヲ有ス
一ナ心権利ヲ有セル者ニシテ又之ト同
凡ソ此等ノ疑義ヲカシメハ分散和約
ノ執行ヲ担保シタル者及ヒ此規則ニ從ヒ
各債主ハ取消ヲ訟求スルヲ得ヘシトス

シ
司法大臣曰ク是レ即チ保証人ナリ

ハシセシ人氏曰ク然ラズ
バラハス所ノ書入質権ヲ與フヘキノ義務ヲ
負ハス所ノ身上ノ原因アルニテアラルガ
上ハ則チ保証人ナリ彼レ曰ク債権ヲ担保ス
ルカ為メニ不動産ヲ與フルモノナリト是レ
又保証人ニ外ナラサルナリ其一身ノ上ノ執
行ヲ担保スルカ為メニ以上ハ分散和約ノ執行
得ヘシ而シテ書入質ヲ之ニ加フルモ毫モ變
ズル所ナリ

者ハ其書入質財産ノ價額マテヲ負担シタル
者ナリ故ニ之ト保証人トノ間ニ自ラ差異アリ
ルモノニシテ且テ一身上ノ担保ト物権上ノ
担保トヲ區別シタル所_レ以_テ乃_チ是_レナリ
バラ_シ氏曰ク約務ニ就_テハ毫_モ其差異ノ存
スル所_レナ_ラ吾人ハ無限責任ノ保証人ニハ此
権利ヲ与_フルヲ欲_スルヲ欲_スルニ保証人ニハ
幾分ヲ担保シタルヲ欲_スルニ保証人ニハ
与_セシト欲_スルナリ
債権ノ半額又ハ若干ノ金額ニ至_ルマ
保_シタル者ハ他ノ保証人ト同_シク分散_ヲ
ノ取消_ヲ認_求シ得_ヘシ書入質ノ担保_ニ依_テ
債権ヲ保証シタル者ハ通常保証人ノ場合_ニ

在_ルモトス
是_レヲ以_テ第二十五條ハ司法大臣巴拉_シ氏ノ
持_テラ_レタル文_件ヲ以_テ採用_セラル_ルニ至_シ
リ

第二十六條

分散_ノ約_ヲ履行_セサル場合_ニ於_テル解除_ハ
全部_ノ又_ハ幾分_ノ執行_ヲ担保_スルカ_ヲ爲_メ其
和_約ニ契_リタル保証人_ノ又_ハ正_當ニ召喚_{セラ}
レタル保証人_ノ面前_ニ於_テ訴_ヘラル_ル、_一ヲ
得_ヘシ
分散_ノ約_ノ解除_ハ其保証人_ノ義務_ヲ釈放_セ
ス

ダンサーールドムールニ氏ノ發議

第二十五条 (法律第二十六条、同し)

中央組合ノ学案

第二十三条 (ダレサール、ドムールニ氏ノ蔑

議ニ依ル)

要旨

(三三二四) 分散和約ハ民法第四百八十四条

(三三二五) 特定ノタル解除ノ未定条件ニ従フ

(三三二六) 解除ハ債主各別ニ之ヲ訴フル

(三三二七) 書入質権先取特権又ハ動産質権

ヲ有スル債主トハ如何

解除ノ訟求ヲ裁決スヘキ管轄裁

判所

(三三二八) 保証人ハ訴訟ニ召喚セラレベシ

(三三二九) 此事項ニ関スル商事裁判所ノ権限

(三三三〇) 分散和約ノ解除ハ保証人ノ義務

(三三三一) 親免也ス。理由

(三三三二) 解除訴権ノ期限。期滿効ハ如何

(三三三三) 解除ハ決シテ當然行フヘキモノ

(三三三四) 註釈

(三三三五) 分散和約ハ双務ノ契約ナレハ双方

中ノ一方カ其約務ヲ履行セサル場合ニ於テハ

民法第四百八十四条ニ定メタル解除ノ未定条

件ヲ履行スヘシ是ヲ以テ分散和約者ナル負債

件ヲ履行スヘシ是ヲ以テ分散和約者ナル負債

件ヲ履行スヘシ是ヲ以テ分散和約者ナル負債

件ヲ履行スヘシ是ヲ以テ分散和約者ナル負債

者其義務ヲ履行セサルハ商事裁判所ニ保証
人又ハ正者ニ在喚セラレタル者ノ面亦ニ於テ
分散和約ノ解除ヲ請求スルハ得ヘシ(第二十
六条)裁判所ハ其是況ニ從ヒ被告人ニ猶豫ヲ与
フルハ得ヘシ
三三二五) 解除ハ債主ノ多数教説ニアラサルモ
之ニ利害ノ關係ヲ有スル債主ハ各々ニ於テ
解除ヲ言渡シタルハハ分散和約ノ為メニ負債
者ノ全スヘキ義務ノ執行ヲ受ケサル債主ニ對
シ其効力ヲ生スルモノトス此点ニ付テハ乃テ
分散和約ハ分割スヘカラスモノトス然ラザ
ルハ法律ノ精神ニ及スル裁分ノ不平等ヲ債主
ノ間ニ存セシムルニ至ルヘシ

三三二六) 書入質権ヲ拋棄セサル債主ハ分散
和約ノ法律ニ從ハス且ツ全部ノ弁済ヲ受クル
カ爲メニ其書入質物件ノ不定ヲ告ケサル以上
ハ其分散和約ノ契約ニ由ラ定メタル配当ノ全
額ヲ請求スルノ権利ヲ持モトム故ニ其配当
ノ金額ヲ受ケサルトノ辭極ヲ以テ分散和約ノ
解除ヲ請求スルコトヲ得ス又同一ノ規則ハ其
理由ノ均一ナルヲ以テ先取特權又ハ動産質権
ヲ有スル債主ニモ適用スヘシ
三三二七) 第六條ニ於テハ分散和約ノ解
除ニ於ケル請求ヲ裁決スヘキ管轄裁判所ノ地
何ナルヤヲ記セサルニ既ニ認可ヲ付与シタル
商事裁判所ト之ヲ解決シテ可ノルハ乃テ本

条ハ家資分散ノ後ヲ許可セラレタル分散和約
二 同スル千八百五十年ノ法律第五百二十三
条ト同一ナル精神ヲ有スルモノト知ルヘシ故
= 此第五百二十三条ニハ特ニ商事裁判所ト開
載シタリ
三 三二八) 解除ヲ認示シタルハ保証人ハ其
訴訟ニ召喚セラレハシ蓋シ其干預スヘキ裁判
= 利害ノ関係ヲ有スルカ故ナリ(第二十六条)此
事項ニ関シテハ商事裁判所ハ其管轄ナリトス
其商業上未タ何等ノ契約ヲ提出セラレサル時
トモ亦同シ是レ現ニ法律ニ放テハ何等ノ区
別ヲモナサズ而シテ此該ハ訟訴ノ裁判ヲ擧取
ラセ及ヒ対審ノ決定ヲ豫防スヘキ希望ヲ以テ

之ヲ年明スルヲ得ヘシ
三三二九) 裁判所ニ於テ解除ノ言渡アルタ
後ヲハ保証人ノ義務ヲ免スルト一般ノ原則
= 適クタルモノ如ク何トナレハ其解除ノ条件
件ヲ充タサレタルハ契約者ヲシテ其合意前
ノ景状ニ復セシムルカ故ナリ民法(第四百八十
三条)然レ氏第六十六條第二項ハ分散和約ノ解
除ハ全部又ハ部分ノ執行ヲ担保スルカ為メ
干渉セシ保函人ヲ秋放ヤ人ト規定シタリ蓋シ
其理由トスル所ハ凡ソ分散和約ハ其執行ヲ担
保スル保函物件ヲ酌量スルニ非サレハ之ヲ兼
諾ヤサレ履行履行履行履行履行履行履行履行
カ其約務ヲ履行セサル場合ニ於テハ債主ノ為

ル

三三

成立し且ツ往々数多ノ人ニ關係ヲ及ホスヘキ
契約カ裁判所ノ干渉ナクシテ私ニ解除シ得ラ
ル、コトヲ防クニ在リ而シテ債主一般ノ利益
上支判所ヲシテ民法第百八十四條及第千
二百四十四條ニ從ヒ必要ナル場合ニ於テハ解
除ヲ請求スルカ為メ負債者ニ相当ノ期限ヲ與
フルノ情狀ヲ判定セシムルコトヲ要セリ

第二十七條

受命判事ハ三月コトニ分散和約者ナル負
債者ノ業務ノ景狀ヲ審査スヘシ若シ必要ナ
リト思量スル片ハ第七條ニ從ヒ鑑定人ヲ立
會ハシムヘシ
受命判事ハ負債者及テ保証人ノ申立ヲ聽キ

又ハ正当ニ之ヲ召喚セタル後チ今散和約ノ
解除ヲ言渡シ及ヒ家資今散ヲ公告ニ得ヘキ
報告ヲ裁判所ニ為スヘシ

要旨

(二三三二) 第二十七條ノ本原
(二三三三) 第二十七條ニ載セタル規則ノ説

明

註釈

(二三三二) 本条ハ政府ノ發議ニ係ルモノニ
テ代議士院及ヒ元老院ニ於テ討議ヲ採用セ
ラレタリ
(二三三三) 凡ソ今散人カ善意ナルヤ今散和約
ニ於テ負債者ニ命セタル義務ヲ能ク履行セ

ルヤヲ確カスルコト為シ今散和約者ナル負債
者ニ對シ監察ヲ行フ至當トス是レ受命判
事ハ三ヶ月ゴトニ負債者ノ業務ノ景状ヲ審査
シ必要ナル場合ニ於テハ其有益若クハ須要夕
ルハキ鑿定人ヲ監會セシムルニ
受命判事ハ負債者及ヒ保証人ノ申立ヲ聽キ又
ハ正当ニ之ヲ召喚シタル後テ今散和約ノ解除
ヲ言渡シ及ヒ家資今散ヲ公告スルハ報告ノ其
裁判所ニ差出スナリ
此規則ハ商事裁判所ニ於テ商人ノ支拂ヲ止息
シ及ヒ信用ヲ失ヒタルハ職權上家資今散ヲ公
告スルノ資格ヲ有セルトノ主旨ニ基キタルモ
ノナリ(千八百九十一年四月十八日ノ法律第百四

百四十八條

第二十八條

今散和約ノ解除ヨリ六ヶ月内ニ負債者家資
今散ヲ為ス場合ニ於テハ支拂止息ノ時期ハ
千八百九十一年四月十八日ノ法律第百四
十二條ノ例外ニ依リ今散和約ヲ訟求シタル
日ニ據上クルルトノ得ヘシ

第二十六條

同ノ場合及ヒ千八百九十一年

年四月十八日ノ法律第百四十二條ノ例
外ニ由リ負債者カ今散和約ノ解除ヨリ六
ケ月間ニ家資今散ノ景状ニ在ルモト公
告セラレタル中ハ支拂止息ノ時期ハ今散

和約ヲ訟求セタル日ニ操上クルトテ得ヘ

中央組合ノ草案
第二十四條 (ダンワールドムールニ氏ノ発

議第二十六條ニ依也)

要旨

(二三三四) 第二十八條ノ規則○理由
(二三三五) 第二十八條ノ千八百九十一年四月

月十八日ノ法律第六百十三條トノ比較

註釈

(二三三四) 千八百九十一年四月十八日ノ法律

第四百四十三條ノ明文ニ支拂止息ノ時期ハ家

資今散フ公告セタル裁判ヨリ六ヶ月以前ニ之

ヲ定ムルトテ得ストリ然ルニ此第二十八條

ハ豫防今散和約ノ解除ヨリ六ヶ月内ニ負債者

家資今散ヲ為ス場合ニ於テハ支拂止息ノ時期

ハ今散和約ヲ訟求セタル日ニ操上クルトテ得ヘ

シハ規定ニタルカ故ニ此規則ノ変例トナレリ

蓋シ此時期ニ於テ負債者既ニ支拂止息ノ景状

ニ在ルコト之レアルヲ以テナリ

(二三三五) 法文ニハ操上クルトテ得ヘトテ

リ故ニ支拂止息ノ時期ハ今散和約ヲ訟求セタル

ル日ニ當然溯ルニアルハ是レ商事裁判所ノ専

断権ヲ付映セラレ以テ情状ニ隨ヒ之ヲ言渡ス

コトヲ得ルナリ斯ノ如クナルニ依リ第二十八

條ノ規則ハ支拂猶豫ノ満期ニ至リタル後六

月

六月内ニ家資分散ヲ公告スル場合ニ関スル千八百九十一年ノ法律第六百十三條ノ規則ト異ナルモノトス此場合ニ於テハ第四百四十二條ニ於テスル支拂止息ノ時期ハ當然支拂猶豫ヲ訟求シタル日ニ遡ルベシ此差異ハ乃チ現ニ支拂ノ為人能ハリルハ非リレハ通常支拂猶豫ヲ訟求セラルト豫防分散和約ヲ訟求人ル者ニ付テハ其情況自ノ異ナルトノ主旨ニ基キタルモノト謂フヘシ

第二十九條

千八百九十一年六月十四日ノ法律及ヒ千八百九十七年八月十四日ノ法律第四條ニ依リ改正シタル商法第六百十條第一項ノ規則及

ト家資分散事件ニ於ケル証書ノ印紙税及ヒ登記税ニ関スル規則ハ裁判所ニ差出スヘキ証書又ハ本法ノ執行ニ付キ作りタル証書ニ之ヲ適用ス

第二十七條

家資分散事件ニ係ル証書ノ印紙税及ヒ登記税ニ関スル千八百九十一年六月十四日ノ法律ハ本法ノ執行ニ付キ裁判所ニ差出スヘキ証書ニモ亦之ヲ適用ス

中央組合ノ草案

第二十五條 裁判所ニ差出シノ下又ハ記

テレタルノ語ヲ記入スルノ外ダニサークル
ドムールニ氏ノ發議第二十七條ニ依ル

要旨

(二三三六) 代議士院ニ於テ、ルナト氏ノ

陳述

(二三三七) 〇ラリ氏ノ答弁

(二三三八) 弟二ノ投票及ヒ、ルナト氏再

答弁ノ以テ、今ナル答弁

(二三三九) 弟二十九条ノ起草ニ付キタル意

見

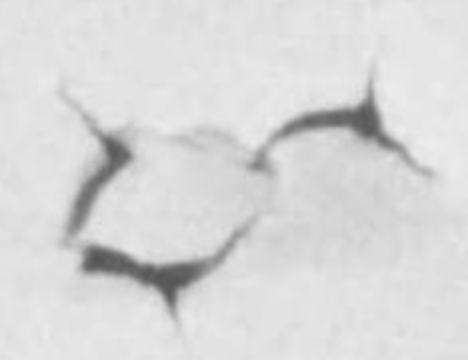
註釈

(二三三六) 千八百八十三年六月一日代議院ノ

會議ニ於テ、ルナト氏ハ在ノ陳述ヲ為シタ

リ

今余ハ本余(第二十九条)ニ付十三三ノ説明ヲ



為サントス抑法律ノ主意ハ豫防今散和約ニ
付キ千八百九十一年六月十四日ノ法律ノ便
益ナル規定ヲ以テ之ヲ敷衍釈明セサルハカ
ラス然レモ此事項タル法理上之ヲ嚴密ニ解
釈スヘキニ由リ實際ノ方法ヲ以テ此意思
ヲ説明シ得ヘキヤ
千八百九十一年六月十四日ノ法律ハ印帛税
及ヒ登記税ヲ免除スヘキ証書類ヲ列挙シタ
リ而シテ此証書ハ豫防今散和約ヲ得ヘキ見
込ヲ以テ差出シタル証書ニ付サルハ明カ
ナリ
是レ則テ同様ノ証書ナリ故ニ或ハ明確ニ之
指示スルノ優レルニ如カス

第二ノ注意ハ特ニ司法大臣ノ氣附ヲ請フ一
キモノナリ則チ千八百五十一年六月十四日
ノ法律ハ千八百五十七年八月十四日ノ法律
ニ依テ改正セラレ且ツ制限セラレタルモノ
ナリ
政府ノ意思ニ於テハ千八百五十一年ノ法律
ハ全然之ヲ適用スヘキモノナルヤ又ハ前項
ニ記載セタル制限ヲ受クヘキモノナルヤ若
シ制限ヲ受クヘキモノトスレハ亦爰ニ之ヲ
論セサル一カラス
第三ノ注意ハ確定表決ノ間ニ司法大臣カ其
基礎ヲ説明セラレタル所ノモノナリ則チ千
八百五十一年六月十四日ノ法律ト共ニ商法

第六百十條ニ注目スルコト適當ナルニアラ
スヤ此第六百十條ハ乃チ二三ノ点ヨリ見レ
ハ尤モ便宜ナル類似ノ規則ヲ設ケタルモノ
ナリ
今此第六百十條ノ明文ヲ記スレハ即チ左ノ
如シ

支拂猶豫ノ請求ニ付キ裁判所又ハ控訴院ヲ
シテ信憑ヲ得セシムヘキ証書証拠物件又ハ
書類ハ印帛税又ハ登記税ノ法式ヲ履行スル
ヲ要セスシテ負債者債主又ハ監視委員ヨリ
之ヲ差出し若クハ納付スルヲ得ヘシ
是ニ由テ之ヲ觀レハ此規定ハ預防令散和約
ニ適用スルヲ得ヘキモノ、如シ

(二三三七)

九ノ言ヲ以テシタリ

本条ハ乃チケンサールドムールニ氏ノ草案

中ヨリ拔萃シタルモノナリ

余ハ之ヲ同僚ナル大藏大臣ニ提議シタリ

同大臣ハ九ノ答弁ヲ爲シタリ

第二ノ提出案ハ家資分散ノ預防今散和約ニ

関スルモノニシテ改正中ノ商法修正案ノ法

式ニ依リ千八百七十二年二月九日代議士院

ノケンサール氏ヨリ提出シタル規則ニ代

タルモノナリ

其草案第二十七条ハ注意ヲ加フルニ足ル

キモノ、如シ其文ニ家資分散事件ニ係ル記

書ノ印帛税及ヒ登記税ニ関スル千八百五十

一年六月十四日ノ法律ノ規則ハ本法ノ執行

ニ付キ裁判所ニ差出スヘキ証書ニモ亦之ヲ

通用スト掲ケラレタリ

而シテ本条ハ如何ニ之ヲ記載セラレタルヤ

次ヲ見ルヘシ

千八百五十一年六月十四日ノ法律第二條ハ

商法第四百四十條、第四百一十條、第四百九

十六條、第四百九十八條、第四百九十九條、第

百二十條、及ヒ第五百二十五條ニ依リ書記局

ニ差出スヘキ家資分散ノ届出書、債権ノ陳述

確認、及ヒ証書、其他ノ書類ハ印帛税及ヒ登記

税ヲ免除ストアリ(千八百五十一年四月十八

日ノ法律
 之ニ依テ之ヲ考フレハ草案起草者ハ第三条
 第十三条及七第十四条ニ付記シタル追加録
 九ニ第十五条ニ定メタル場合ニ於テ債権ノ
 差出シ方又ハ債権ノ争訟ニ付キ証拠書類ニ
 免稅ヲ付与スルノ意思タルヲ明カナリ
 草案第八條ハ債主集會ノ為メニ定メタル日
 ニ債主カ其債権ノ金額及ヒ提出シタル和約
 ラ肯諾シ又ハ肯諾セリルカラ各別ニ陳述ス
 ルヲ規定シタルモノナリ
 草案起草者 第五百二十条ノ目的トスル今
 散和約事件ニ係ル債権ノ陳述ヲシテ納稅ヲ
 免カラシムル為メニ千八百九十一年ノ立法

者ラニテ決定セシメタル理由ニ付キ無費用
 ノ主義ヲ此陳述ニ及ホスヘキモノト解釈セ
 サルヤ
 是レ其條由タル均一ノモノナルニアラヌ也
 千八百九十一年六月十四日ノ法律第四条ハ
 負債者カ并濟セサルヘカラサル金額ノ如何
 ニ拘ハラス商法第五百十二条及ヒ其次条ニ
 從ヒ義諾シタル今散和約ヲ三アラシム
 ンチ一ムノ稅ニ制限シタリ(増稅トモニ四
 テニ四カニ限リテ一ムトナシ)
 然レテ四アラシムカニ限リテ一ムノ稅額ハ千
 八百七十九年七月二十八日ノ法律第一条第
 一項ニハ四アラシムカニ限リテ一ムト為シタ
 十五

リ而シテ之ヲ廢止セントスルモ正当ナル理由アラカレハ此輕微ナル増加ノ外草案起草者ハ提出セラレタル家資分散ノ預防分散和約ニ千八百五十一年ノ法律第四條ヲ適用スヘキ意ナラスヤ

草案第四條ニハ分散和約ヲ得ルカ為メノ負債者ノ願書ハ之ヲ書記ニ差出シ而シテ書記ハ法式ヲ履行セズ費用ヲ徵收セズコト之カ領收証ヲ付与スヘシト掲載セリ故ニ此領收証ハ免稅セラレタルモノニシテ今此ニ余カ再言スルニ及ハサルヘシ其願書ニ付テハ乃ケ普通法ノ制ニ從フヘキモノト思考セリ

バラ一氏曰ク是レ不確的ノ事ニシテ疑ヲ存

スルモノナリ九ノ願書ハ第二十七條ノ明文
 中ニ入ルモノト看做スヘシ乃ケ第二十七條
 ハ法律ノ執行ニ付キ差出スヘキ証書ヲ預メ
 定ノタルモノナリ

ベルナルド氏曰ク然ラハ千八百五十七年ノ
 法律及ヒ商法第六百十條ヲ引用スヘシト信
 コテ可ナルヤ

バラ一氏曰ク此疑問ハ猶ホ之ヲ考究セント
 ス

ベルナルド氏曰ク司法大臣カ甚ク迅ニ朗讀
 セラレタル所ノ説明書ハ本負カ提出シタル
 所ノ三個ノ意見ニ對シテ何等ノ答弁ヲ為サ
 レガルカ如シ

バラー氏曰ク能ク之ヲ考究セントス
ベルナルド氏曰ク然ラハ大臣カ之ヲ考究セ
ラレタルハ復タ之ヲ論セントス
二三三八千八百八十三年六月五日第二十九
条ニ関スル第二表決ノ時ニ際シバラー氏ハ左
ノ陳述ヲ為シタリ
第ニ十九條ニ修正ヲ加ヘントス而シテ過ル
金曜日ノ會議ノ時ニベルナルド氏カ陳述セ
ラレタル意見ニ答ヘントス
千八百五十一年ノ法律中印帛稅登記稅ヲ免
除シタル證書ヲ指示規定シタル一事實ナル
モ預防分散和約ノ證書ハ千八百五十一年ノ
法律中ニ指示シタル證書ト同一ノ性質トス

故ニ之ニ関スル證書ヲ現今ノ法律中ニ列記
セサルモ別ニ不都合ナキヲ明カナリ蓋シ復
防分散和約ヲ得ヘキ訴訟手續ノ訟書ナリト
了解シラ可ナルヘシ
千八百五十一年ノ法律ヲ正鵠トスルハ充分
ナラサルヲ覺ユルヲ以テ猶ホ分散和約ノ請
求ニ付キ差出シ又ハ裁判所ヲシテ明亮ナラ
シムヘキ性質ヲ有スル証批并ニ書類ノ登記
稅ヲ免除シタル商法第六百十條ヲ之ニ付加
スヘキモノト思考セリ
千八百五十一年ノ法律ノ効力ヲ制限シタル
所ノ千八百五十七年ノ法律ヲ正鵠トスルハ
亦可ナリ

此千八百五十七年ノ法律ハ左ノ如ク規定セ
ラレタリ
規則云々(法律第二十九条ニ於ケルカ如シ)
ベルナルド氏曰ク司法大臣ハ本質カ提出シ
タル三箇ノ意見中二箇ハ意見ノ基礎ヲ採用
セラレタリ而シテ本質ハ第三ノ意見ヲ敢テ
主張セントスルニ非ラス是ヲ以テ税額増加
ノ免除ニ関シテハ全一ノ論拠ハ全ク充今ナ
ラサルモノト固信ス然レ氏新法律ノ適用ハ
財務局ニ屬スルカ故ニ財務局ハ司法大臣ノ
陳述ニ満足シテ之ニ依準スルモ亦困難ナカ
ルヘク且ソ之ヲ適用セル場合ハ事甚ク稀ナ
ルヘシト信セリ

大藏大臣グローク氏曰ク要スルニ法律ノ草案
中ニ採用シタル法式ハ曖昧ニ付セラレタル
証書アルコトハ見ヘサルナリ
而シテ其事ヲ証明スルカ為メハ法文ヲ一読
スレハ以テ足レリトスヘシ
(二三三九) 上表記載シタル議院年報ヲ通読ス
レハ以テ第二十九条ノ意義ヲ充分ニ解得セラ
ルヘシト信ス而シテ吾人カ文法上ノ点ヨリ之
ヲ考察スレハ改正及ヒ関係ナル文字カ同一ノ
句讀段落中ニアルモ其改正ナル語ハ單數ニ記
サレ關係ナル語ハ復數ニ載セラレタルヲ以テ
其文体ノ間然スルトロアルヲ此ニ附言スル
ニ止ルヘシ蓋シ起草者ノ思意ニ依レハ改正ナ
三

ル語ハ千八百五十一年六月十五日ノ法律及ヒ
關係ナル語ハ法律ノ規則云々ナル法文ニ係ル
ノ理由アレバナリ

第三十条

負債者ハ左ノ場合ニ於テ通常ノ倒産者ト同
一ノ刑ニ処セラレハシ

第一 負債者分散和約書ノ交付ヲ終了シ又

ハ之ヲ容易ナラシムル為ニ其方法ノ如
何ニ拘ハラズ故意ヲ以テ其貸高ノ一部ヲ

藏匿シ又ハ其貸高ノ過実ヲ致シタル片

第二 負債者假定ニタル債主又ハ債権ヲ過

實ニ致シタル債主ヲ故ラニ會議ニ参加セ
シメタル片

第三 負債者故ラニ其債主ノ名簿ニ一名又

ハ数名ノ債主ヲ脱漏シタル片

ダンサー、ドムールニ氏ノ發議

第二十八条 (本条第二号中故ラナル文字ヲ

記セサルノ外ハ第三十条ニ同シ)

中央組合ノ草案

第二十六条 (第二号中「シ」及ヒ「参加」ナル

文字ノ間ニ故ラナル語ヲ追加スルノ外列

ンサー、ドムールニ氏ノ草案ニ同シ)

要旨

(二三四〇) 第三十条規則ノ理由及ヒ説明

註釈

(二三四〇) 負債者ノ欺詐又ハ惡意ヲ原由トシ

テ預防分散和約ヲ取消ニ得ルノ外猶ホ其罪ヲ
犯シタル者ニ對シ懲治ノ刑ヲ適用シ以テ其欺
詐及ヒ惡意ヲ抑制スルコト適當ナルカ如ク是
レ第三十條カ通常ノ倒産ト同一ノ刑ヲ以テ之
ヲ罰スル所以ナリ

第一 負債者今散和約ノ交付ヲ結了シ又ハ
之ヲ容易ナラシムルカ為メ其方法ノ如
何ニ拘ハラス故意ヲ以テ其貸高ノ一部ヲ
藏匿シ又ハ此貸高ヲ過大ニシタル中
貸高ノ一部ヲ藏匿シ及ヒ貸高ノ過實ヲ致スノ
事タル今散和約ヲ得ルカ為メ要セラレタル
多数ヲ虚偽ナラシムルヲ以テ其結果欺詐ト同
一ナルニ至ルヲアレハナリ

第二 負債者假定シタル債主又ハ其債権ヲ
過實ニ致シタル債主ヲ故テ會議ニ參加
セシメタル中

是レ真ノ債主ノ多数ヲ虚偽ナラシムルモノニ
シテ乃チ第一号ニ定メタルモノト同一ノ結果
ニ至ルヘシ然レ氏之ヲ罰スルニハ故テナル文
字ニ徴スルカ如ク其原因ヲ查察審定シ以テ之
ヲ定メラルヘキモノトス

第三 負債者故テ其債主ノ名簿ニ一人又
ハ数人ノ債主ヲ脱漏シタル中

此規則ノ理由モ亦前文ト同一ナルモノトス蓋
シ其脱漏モ亦多数ヲ虚偽ナラシムルニ至ルヲ
アレハナリ

第三十一条

債主ニアラサルモ分散和約ノ會議ニ干預シ又ハ債主ナルモ詐欺ヲ以テ其債権ヲ過實ニ致シタル者ハ刑法第四百九十条ニ記載シタル罰金ニ処セラルヘシ

ダンサー、ドムールニ氏ノ發議

第二十九条 (法律第三十一条ニ同シ)

中央組合ノ草案

第二十七条 (ダンサー、ドムールニ氏ノ發議第二十九条ニ同シ)

議第二十九条ニ同シ

要旨

(三三四) 負債者ノ共犯人ニ對シ定メラレ

タル刑

註釈

(三三四) 第三十条ニ依リ罰スヘキ所為ニ関

スル負債者ノ共犯人ト定メラタル者ハ第三

十一条ニ依リ通常ノ倒産者ト同一ノ刑ニ処セ

ラルヘシ即チ之ヲ詳言スレハ

第一 債主ニアラサルモ分散和約ノ會議ニ

干預シタル者

第二 債主タルモ詐欺ヲ以テ其債権ヲ過實

第三十二条

千八百九十一年四月十八日ノ法律第五百二

十条ハ之ヲ廢止ス

ダンサー、ドムールニ氏ノ發議

第三十条 (法律第三十二条同)

中央組合ノ草案

第二十八條 前同漸

要旨

(三三四二) 千八百五十一年四月十八日ノ法

律第五百二十條ノ明文

(三三四三) 理由説明書ノ沿革

(三三四四) 第五百二十條ハ殆ント死文ナリ

。理由

(三三四五) 第五百二十條ハ新法ニ於テ之ヲ

廢止セタリ

註釈

(三三四二) 本法第三十二条ニ依テ廢止セラレ

タル千八百五十一年四月十八日ノ法律第五百

二十條ヲ記スレハ即チ左ノ如シ

負債者家資今散ノ届出ヲ為シ以テ第四百四

十條及ヒ第四百四十一條ノ規定ヲ履行シタ

ル中今散和約ノ基礎ヲ提出シ及ヒ評議スル

カ為シ直チニ其債主ノ召集ヲ請求シタル

中ハ裁判所ハ家資今散ヲ公告スル裁判ヲ以

テスルモ又ハ後ケノ裁判ヲ以テスルモ家資

今散ノ進行ヲ止ムルノ速ニ之レカ召集

ヲ為シ且ツ其距離ノ遠近ニ準シテ債主集會

ノ場所日時ヲ定メ以テ之ヲ命スルヲ得ヘ

此場合ニ於テハ債權ノ陳述確認調査又必要

ナル中ハ債権ノ許容ハ其會議ノ開會中ニ於
テ之ヲ為スルヲ得ヘシ而シテ今散和約ハ調
査セラレタル貸借平均表ニ掲ケラレタル債
主四今ノ三ノ合議及ヒ許容セラレタル債権
ノ名義ヲ以テ此表ニ依リ金額六分ノ五ノ代
表スル債主ノ合議ニアラガレハ之ヲ定ムヘ
カラス若シ此合議ナキハ其會議ハ第五百
九条ニ由リ定メタル時期マテ之ヲ延期スヘ
シ
二三四三 第五百二十条ヲ公布シタル中其記
載ノ條項ハ皆ナ新タニ設定シタルモノニテ
千八百八年ノ商法中ニハ一モ斯ノ如キ規則ア
ルヲ見ス本条第一項ヲ年明シタル理由ハ如何

請ノ之ヲ在ニ記セントス
凡ソ推測セラレタル債主ノ全般ク他ノ法式ヲ
須ヒスシテ其今散和約ノ申立ヲ承諾シタルノ
事實判然タル中又ハ負債者ノ善意ニ出ルヤ否
ニ就キ疑ヲ容ルヘキモノナキハ并ニ家資今散
ノ届出ニ付法律カ負債者ニ命シタル義務ヲ履
行シタル中ハ法律ヲ嚴密ニ施行スルニ缺クヘ
カラサル費用、遲滞費額ヲ成ルヘク省畧スルカ
為メニ今散和約ノ會議ヲ為スニ付キ裁判ニ於
テ全体ノ景況ニ從ヒ適當ナリトスル中ハ直チ
ニ債主ノ召集ヲ命スルコトヲ得ヘシト思考ス
故ニ法律ニ明記スル所ト其命令スル所ト外
ニシテハ現今殆ント一般ト為リタル調和ヲ尤

モ確實ナル担保ヲ以テ規定スヘシ
二三三四四 第五百二十条ハ實際殆ト死文ニ属
セシモノト謂フヘシ而シテ其定ムル所ノ規則
ニ從テ得ヘキ今散和約ニ付テハ一個ノ实例ノ
外ハ舉示スヘキモノナシ今右ニ関スル数多ノ
理由ハ左ノ如ク説明セラレタリ

第一 此今散和約ハ負債者ノ為シタル家資
今散ノ届出ノ後ケニ非サレハ之ヲ得ル
ヲ得ス則ケ之ヲ詳言スレハ債主負債者ニ
對シ一般ニ憤ヲ會ヒ及ヒ此事ニ関シ寛大
ヲ表示スルノ意ナキナリ

第二 訴訟手續ク迅速ニ失ヒテ今散和約ニ
連シ難キ事

第三 第五百二十条ニ依リ二様ノ多数ヲ要
シタルヲ以テ此多数ニ由リ困難ヲ増加セ

リ則ケ之ヲ詳言スレハ債主ノ名義ヲ以テ
債額大今ノ五ヲ代表スル債主四今ノ三ノ
多数ヲ要シタルカ故ナリ

二三四五 新法ニ依テ規定セラレタルカ如ク
預防今散和約ノ認許ハ前記第五百二十条ノ規
則ヲ以テ全ク主旨ナキモノト為セリ是レ則ケ
第三十二條ニ其廢止ヲ明記セタル所以ナリ

第三十三條

本法ハ千八百八十六年一月一日ヨリ其効力
止息スルモノトス但シ現今執行中ナル今散
和約ハ依然之ヲ規定スヘシ

要旨

(三三四六) 預防分散和約ニ関スル法律ハ一時ノモノタルニ止マレ

註釈

代議士院ニ於テ新法ノ全体ヲ討議スルニ際シ議負ノ過半ハ皆テ預防分散和約ニ賛成ヲ表シタリ然レ氏其中若干名就中司法大臣ハ起卓者カ豫望セル好結果ニ関シ臣バラ一氏ハ起卓者カ豫望セル好結果ニ関シ千八百九十一年ノ法律第五百二十条ニ定メタル今散和約ヨリモ更ニ此今散和約カ我民情風俗ニ適セリルヲ主張シ以テ疑義ヲ抱持シタリ故ニ此新法ハ先ツ其実施ヲ試ミ且ツ実験上之カ有用ナルヲ知リタル後ケニアラサレハ

之ヲ確定セサルノ主意ニテ表決セラルニ止マレリ是レ則チ第三十三条ニ在リ如ク定メラルタル所以ナリ

本法ハ千八百八十六年一月一日ヨリ其効力止息スヘシ但シ現今執行中ナル今散和約ハ依然之ヲ規定スヘシ

當局者カ吾人ニ確メタル説ニ依ラ之ヲ考フレハ此法律ハ既ニ好結果ヲ表セリ而シテ自耳義法律中確然明記セラレニ至ルヘキヲ信ス一

商法第六十九條及ヒ第六百三十五條ニ加ヘラレタル改正 第六十九條

財産ヲ今離レ又ハ嫁資ノ制ヲ以テ婚姻ニシタ
ル夫婦其婚姻ノ後ニ商人ノ職業ヲ營ムハ片ハ
其商業ヲ開閉セタル日ヨリ一月内ニ全一ノ
交付ヲ為ス一キモノトス若シ其交付ヲ為サ
ルハ片ハ家資今散ノ場合ニ在テ通常ノ倒産
者ト看做サ、ルヲ得一也

要旨

(二三四七) 新設第六十九條ノ目的
(二三四八) 本條ハ新法典第十九條ニ依テ代

註釈

(一三四七) 千八百八年ノ商法第六十九條ハ單
一ノ避忌ヨリ生ズタル遺忘ヲ処スルニ重罪ノ

刑ヲ以テセリ則チ之ヲ詳言スルハ財産ヲ今離
レ又ハ嫁資ノ制ニ依テ婚姻ニタル夫婦中一方
ノ者其婚姻ノ後チニ商人ト為リタル片其婚姻
ノ契約ヲ公ケニセサル者ヲ重罪ノ刑ニ処スル
カ如キハ苛酷ニ失スルニ由リ改正第六十九條
ハ詐欺倒産ノ刑ニ代エルニ通常倒産ノ刑ヲ以
テシタリ而シテ此刑ハ即チ情状ニ從ヒ或ハ之
ヲ適用シ或ハ之ヲ適用セサルモ裁判所ノ專斷
權ニ一任シテ之ヲ裁判所ノ任意ト為シタリ
(二三四八) 第六十九條ハ婚姻ノ契約ト題スル
第一卷中ニ於ケル新法第十四條ヲ以テ之ニ代
一タリ而シテ本刑ハ即チ通常倒産ノ刑ニ代
亦之ヲ裁判所ノ判定ニ委セリ則チ適法ノ共通

制ノ外他ノ制ニ依テ婚姻ニタル夫婦ニ之ヲ
適用スヘキモノト為ニタリ

第六百三十九条

商事裁判所ハ本法第三篇ノ規定ニ從ヒ家資
分散ニ関スル總テノ事件ヲ裁定スヘキ

要旨

(三三四九)

緒言

(三三九〇)

第六百三十九条ハ旧法ノ區別ニ

(三三五二)

第一般ノ規則ヲ以テニタリ

(三三五二)

第六百三十五条規則ノ註釈

(三三五二)

家資分散事件ノ於ケル争訟トハ

如何ナルモノナルヤヲ了解スヘキ点ニ付

キ種々ノ法則

(三三五三)

優等ナル一キ法則

(三三五四)

適用ニ関スル種々ノ場合

(三三五五)

被告人カ其任地ノ裁判官ノ面前

(三三五六)

家資分散ヲ公告ニタル裁判ノ後

(三三五七)

債主ナリト稱言スル者ハ其家資分散

(三三五八)

開始セシ地ノ裁判所ニ對シテ出訴スヘ

(三三九七)

千八百七十六年三月二十五日ノ

法律第四十九条ノ例外規則ハ今散和約ノ

認可ノ裁判カ既判権ヲ得タル後ニ付ラリ

レハ之ヲ適用スヘカラサレ他ノ場合

認定スヘカラサレ他ノ場合

(三三五八) 不動産事件ニ係ル管轄裁判所

註釈

(三三四九) 商事裁判所ノ管轄ニ関スル規則ハ
訴訟法ニ送移スルカ為メ新法ヨリ分割シタ
リ而シテ第六百三十五条ノ規則ハ訴訟事件ノ
管轄ニ関スル新訴訟法第一編第一卷ニ包含セ
ル千八百七十六年三月二十九日ノ日耳義法律
第十二条中其文字ヲ其後爰ニ之ヲ及覆ヒタリ
蓋シ斯ノ如キ景状アルニ拘ハラヌ此ニ旧第六
百三十五条ニ就キ註解ヲ下スノ適當ナルハ乃
チ其家資今散ニ係ル規則ノ全体ヲ一括ニ総合
センカ為メナリ
千八百八十八年ノ商法第六百三十五条
(三三五〇)

ヲ能ハシハ即チ尤ノ如シ

商事裁判所ハ尤ノ諸件ヲ裁決スベシ

第一 債権ノ確認及ヒ調査ニ付キ家資分散
ニ於ケル商人ノ貸借平均表及ヒ帳簿ノ差

出方

第二 分散和約ニ對スル故障ノ申立但シ故

障申立人ノ方法ヨリ法律ニ依リ商事裁判所
ノ裁判官ニ歸シタリ行為即チ処為ニ根拠

シタリ月
總テ其他ノ場合ニ於テハ此故障ノ申立ハ

民事裁判所ニ於テハ此故障ノ申立ハ
故ニ分散和約ニ係ル故障ノ申立ハ其申立

人ノ方法ヲ示人ニ然ラザルハ其効ナキ

ノ期限ハ裁判言渡書送達ノ日ヨリ起算ニテ十
五日トス
第四十九條 家資分散事件ニ係ル争訟ハ家資
分散ヲ開始シタル都ノ裁判所ニ對シテ互ヲ提
出スベシ
第五十九條 第七項(旧訴訟法) 被告人ハ家資分
散事件ニ付キ分散人住地ノ裁判官ノ面前ニ呼
出カラルベシ
之ヲ要スルニ前項ハ新訴訟法第四十九條ノ規
則ト異ナルヲ示シ何トシハ分散人住地ノ裁
判所ハ家資分散ヲ開始スル裁判所ナルヲ以テ
三(千八百五十二年ノ法律第四百四十四條)
三五二) 前文ニ記載シタル法律ノ規定ヲ精

密ニ適用スルニハ争訟カ家資分散事件ニ因リ
成立シタリト看做ス一々場合ヲ確定スルヲ尤
モ緊要トス
此問題ハ激論ヲ生シタルモノニシテ尤ノ主ク
三箇ノ方法ノ依テ起リタル所ナリ
第一ノ方法 家資分散ヲ開始セル地ノ商事
裁判所カ其争訟ヲ裁判スルカ為メニ其権限
ヲ有スルニハ争訟カ家資分散ニ関スルヲ以
テ足レリトス債主全体及ヒ分散人ヲ代理ス
ルノ管財人ハ原告ナルト被告ナルトヲ區別ス
ルノ要ナシ何トシハ法律ハ之ニ何等ノ區
別ヲ設ケザル故ナリ
第二ノ方法 訴訟法第五十九條第七項(千八

百五十九年ノ法律第四百四十四條)
前文ニ記載シタル法律ノ規定ヲ精
密ニ適用スルニハ争訟カ家資分散事件ニ因リ
成立シタリト看做ス一々場合ヲ確定スルヲ尤
モ緊要トス
此問題ハ激論ヲ生シタルモノニシテ尤ノ主ク
三箇ノ方法ノ依テ起リタル所ナリ
第一ノ方法 家資分散ヲ開始セル地ノ商事
裁判所カ其争訟ヲ裁判スルカ為メニ其権限
ヲ有スルニハ争訟カ家資分散ニ関スルヲ以
テ足レリトス債主全体及ヒ分散人ヲ代理ス
ルノ管財人ハ原告ナルト被告ナルトヲ區別ス
ルノ要ナシ何トシハ法律ハ之ニ何等ノ區
別ヲ設ケザル故ナリ
第二ノ方法 訴訟法第五十九條第七項(千八

百七十六年三月二十五日法律第四十九條
規則ノ單一ナル目的ハ乃チ家資分散ノ為メ
= 住所ヲ定ムル在リ而シテ此住所ハ則チ
家資分散ノ開始ノ所ナリ加テ之ヲ原
告人カ被告ノ住所ヲ管轄スル裁判所ヲ以
テ其管轄トスル一般ノ原則ヲ適用スルニ是
ヲ以テ債主全體カ被告ノ住所トナリタ片ハ本
ノ規則ニ從ヒ分散人住地ノ裁判官ノ面前ニ
呼出カルベシ(家資分散住地)然レモ若シ
原告タルハ被告ノ住地ノ裁判官ノ面前
前ニ呼出カルベシ
然レモ此事件ノ案由ト為リ又
ハ其結果タルハ故障ニ關係スルハ之ヲ家資

分散ノ事件ナリトス乃チ言テ換テ之ヲ去ヘ
ハ爭訟カ家資分散ノ結果ナリシ片是レナリ
上乗ノ条件ニ依テ之ヲ論スル片ハ即チ家資分
散ノ開始ニタル商事裁判所ハ債主全體カ原告
ナルト被告ナルト分タス互テ其管轄ナリト

二三五三) 吾人ノ所見ヲ以テスレハ第三ノ方
法ハ尤モ法律ノ精神ニ適合スルモノトス
一船ノ規則ニ依テ之ヲ考テレハ第一ノ方法ハ
總テノ場合ヲ別タヌ家資分散ヲ開始セリ裁判
所ニ對シ被告ノ呼出スルハ許シ以テ此規則
關シ破リタリ乃チ之ヲ詳言スレハ爭訟カ債主ニ

ルノ特別ノ管轄権ヲ以テセルハ
ノ明通知スル所ナリ是ヲ以テ
ノ普通法ヲ適用スルニ当リ其
ノ訴訟法第五十九條第七項ハ
屬スヘシ何トナシハ通常ノ規
ヲモ生カバカ故ナリ故ニ吾人
シタルカ如ク旧第五十九條七
ル新訴訟法第四十九條ニ付キ
ノ報告中其意見ニ余リ同意ヲ
ノ學者ハ管財人ヨリ第三者ニ
ノ事件ニ係ル訴権ハ第五十九
ハキヤ否ヲ知ル点ニ付キ其説
ハキヤ否ヲ知ル点ニ付キ其説

十

カレハボアタールボンサンマ
住所ノ裁判所ノ其管轄ナリト
テ此説ハ白身義ニ於テハ排作
テ此事ニ就キ法律カ更テニ訂
人ハ無益ノ業ニ屬セリ
二三五四前号ニ記載シタル
件ニ付キ下ニタレモトニテ
管轄ニ屬スルモノトシテ之ヲ
テス

(イ) 家資分散ヲ公告シ又ハ
支拂止息ノ時期
(ロ) 支拂止息ノ後又ハ支拂
止息前六ヶ月

十一

間 = 分散人ノ作リタル証書ノ効力ニ付キ
 審理ニ付テハ裁判ノ結果ノ關係ニ於ケル
 (八) 此証書ノ無効ナル結果ノ關係ニ於ケル
 訟求ヲ審理シタル裁判
 (三) 分散和約ノ認可管財人ノ確定ニ付テハ
 筭ニ由テ生シタル争訟分散人ノ宿怒其婦
 取債ノ請求ヲ審理シタル裁判所ノ特別者
 取債ノ請求ヲ審理シタル裁判所ノ特別者
 常取債ノ訟求ハ普通法ノ裁判管轄ヲ適用
 又取債ノ訟求ハ普通法ノ裁判管轄ヲ適用
 (三) 前文ト同一ノ規則ヲ適用スルニハ
 必ス普通法ニ依テ定メラルレタル裁判官ノ面前
 必ス
 三
 五
 五
 法
 依
 定
 一
 規
 則
 適
 用
 官
 面
 前

被告人ヲ召喚スベシ而シテ家資分散ノ裁判所
 一 會社ノ家資分散ノ後子其拂込金ノ年
 濟ニ付キ訴ヘラレタルハ家資分散ハ拂込金
 時蓋シ此場合ニ於テハ家資分散ハ拂込金
 カ要スルヲ得ヘキモトナリタル日ヲ執行
 スルトスル得ヘキモトナリタル日ヲ執行
 一 雖モ此決定ハ如何ナル分散人ノ負債者
 訴ヘラレタルハ場合同ニ為シタル契約ニ付キ
 二 若シテ場合同ニ為シタル分散人ノ負債者
 訴セタルハ保証人ノ主タル負債者ノ家
 二 被告ノ保証人ノ主タル負債者ノ家
 二 被告ノ保証人ノ主タル負債者ノ家

資分敬ノ後々債主ヨリ訴ヲ受ケタル時
如キノ如シ
第三 管財人カ債主ノ権利ヲ詐害シタリト
稱言ニテ贈与ノ取消ヲ訟求スル時但ニ善
達法ニ基キ其贈与ノ嫌疑アル時期ニ兼諾
セラレサルモノタルヲ要ス
二三 家資分散ヲ告ニタル後々債主
リト稱言スル者ハ其分散ヲ開始ニシタル地ノ裁
判所ニ召喚セラルヘシ但ニ商事ノ付キ架
告人ニ三箇ノ裁判所中其一ヲ選擇スル付
付與スル所ノ訴訟法第四百二十条ハ此場合ニ
適用スルベカラン蓋シ其理由トスル所ハ乃
主ト稱言スル者ハ其債權ヲ調査セシメテ
十

ルハカリズ且ツ其調査ヨリ生スル争訟ヲ裁決
スルノ当該裁判官ハ家資分散ヲ開始スル裁判
官ナルニ在リ但シ其事件ノ性質ニ因リ管轄ニ
アラサル場合ハ此限ニ在ラズ(第四百条)故ニ
他ノ裁判所ニ管財人ヲ召喚シ以テ債主ヲ之テ
此別段ナル管轄ヲ免カラシムヘカラン是レ則
テ家資分散事件ノ争訟ニ関スルヲ以テ原告人
ハ分散人ノ財産ヨリ生スル利益ニ付テハ他ノ
債主ト共ニ出廷スルキカ故ナリ
二三 五七) 分散和約ハ分散人ヲシテ復ヒ其業
務ヲ主沼セシムルモノニシテ家資分散ノ行為
ニ終結ヲ告クルモノナリ是レ則チ分散和約認
可ノ裁判カ既判権ノ力ヲ得タル後々千八百

十五

七十六年三月二十五日法律第四十九條(訴訟
法第五十九條第七項)ノ例外ナル規則ヲ既ニ適
用スベカラザルモトシテ蓋シ人事ノ事件ニ於
テハ被告ノ其控訴ノ期限ハ普通法ニ従ヒ三月
レ而シテ然レ氏分散和約ノ解除ヲ宣告セラ
リトス然レ氏分散和約ノ解除ヲ宣告セラ
ル後シテ分散和約ノ署名者十ル分散ノ保
ニ對シテ為シタル裁判ニ外テ即チ家資分散
キ為シタル裁判ニ外テ即チ家資分散ノ故ニ
對スル控訴ハ其宣告書ノ送達アリタル日ヨリ
十日間提出スベシ
(二三五八)ノ百七十六年三月二十五日ノ法
律第四十九條ノ規則ハ獨リ對人權又ハ物上權

ノ訴權ニ關スルモノナリ故ニ訴訟ノ家資分散
事件ニ係ル中ト雖氏不動産ニ付テハ其管轄裁
判所ハ其不動産所在地ノ民事裁判所ナリトス
又家資分散事件中不動産ノ強制執行ニ係ル賣
拂ハ此不動産所在地ノ裁判所ニ對テ起訴ニ而
ノ家資分散ノ開始ニ夕ル裁判所ニ對テ起訴ス
ヘキモノニヤラズ分散金ノ訴訟亦不動産賣
拂代金ノ分配ニ關スル不動産所在地ノ裁判所
對テ起訴スヘキモノトス

此追加ハ乃チ商事裁判管轄ト題スル千八百八
及ヒ商事裁判所ニ於ケル訴訟手續
商事裁判所ノ構成、商事裁判所ノ管轄

年ノ商法第四編ニ該当スルモノナリ
 (原文)千八百六十九年六月十八日ノ裁判所構
 成ニ関スル法律第一卷第三十二條乃
 至第六十六條參照事件ノ管轄ニ関スル新訴
 訟法前加篇第一卷ニ包含セラルル千八百七十六
 年三月二十五日ノ法律、旧訴訟法第四百十四
 條乃至第四百四十二條、千八百八一年ノ商法第
 六百四十二條乃至第六百四十八條、二三年ノ魚
 千八百八十八年六月十九日ノ法律ヲ改正セタル
 千八百八十一年七月三十日ノ法律
 引用書目
 デスプレーリ著 民事裁判所ノ商事裁判所
 トノ關係ニ於ケル裁判管轄、千八百三十六

年ブリュセルニ於テ刊行八葉十六頁形
 書籍

スーギエー著 商事裁判所、商人及ヒ手形、千
 八百四十四年巴里府刊行八葉十六頁形書
 籍三冊

フリラー著 商事裁判權ヲ説論セタル商
 事裁判所ノ管轄及ヒ訴訟手續、千八百五十
 五年新刊八葉十六頁形書籍

ダロバ著 商事裁判管轄ト称スル部律例
 ノ覆義、學説、判例、最近刊行

ベタリード著 商法註釈ノ第四編、商事裁判
 管轄、千八百六十五年巴里刊行
 クロエー著 民事事件ニ於ケル權限ニ関ス

ル法律、千八百四十六年リ
ド子ツト著、千八百四十二年三月二十九
日民事ノ件、於ケル権限ニ関スル法律ノ

註釈
裁判所構成
千八百六十九年六月十八日ノ
法律、千八百六十九年

千八百七十六年三月二十五日ノ法律ニ
争訟事件ノ管轄ニ関スル新訴訟法前加篇

及ヒ討論ノ註解、千八百七十六年
第一卷ヲ記載セル代議士院、元老院ノ報告
及ヒ討論ノ註解、千八百七十六年
山府ノブリイラニトクリス、トツト會社刊

行

上ルネストウルク著、千八百七十六年

三月二十五日ノ法律ニ関スル立法及ヒ学

理上ノ註解、千八百七十六年
ノブリイラニク、ユスト、會社刊行

ボルマン著、千八百七十六年三月二十五日

ノ法律ニ関スル立法上ノ註釈

緒論

要旨

二三五九) 商事裁判所ヲ設置ニタル理由

二三六〇) 商事裁判所ノ有益ナルトニ関ス

ル種々ノ意見

二三六一) 旧制度ハ裁判所構成ニ関スル新

法律ノ以テ之ヲ保存セリ
三三六二 商事裁判管轄ハ選舉的ニシテ一
時且ツ無償ノモノナリ
三三六三 商事裁判管轄ニ關スル種々ノ意
見

(二) 三六四 外國ニ於ケル領事裁判權
(二) 三六五 千八百八一年ノ商法第四篇ノ目的
及ヒ區分

(二) 三六六 商法第四篇ニ代用スル追加ノ
區分

管轄ヲ定ムルニ在リ故ニ商人中其同輩ノ選舉
(二) 三五九 商業上ノ利益ハ則チ特別ナル裁判
註釈

又ル商事塾達セル者ヲ以テ裁判官ト爲シ之ニ
商人相互ノ争訟及ヒ商業年形ニ係ル争訟ノ裁
判ヲ爲サシムルニ往昔ハ此裁判官ヲ稱シ
商人ノ理事(理事裁判權)ト呼ビタルモ今日ニ於
テハ之ニ商事裁判所ノ名称ヲ冠セリ又一方日
リ之ヲ論スルハ訴訟手續ノ法式ノ簡單ニシテ民
事々件ニ於ケル日リモ一層之ヲ迅速敏捷トシ
之メ其費用ヲモ亦減省セシメタリ
(二) 三六〇 然レモ商事ノ爲メニ特別裁判權ノ
有益ナルモノ付テハ其說區々ニ分レテ各其執
ル所ヲ異ニス而シテ其說ニ特別ノ職務ニ依リ
適用スルキ法律上充分ノ經驗達ヲ有セ且ツ
其成立ノ確定セカレ習慣ヲ以テ往々法理ノ原

ニ付キ立法議院ノ討議久キヲ經テ後チ旧制度
ハ其基礎ニ於テ維持セラルレタリ則チ之ヲ詳言
スレハ商事ハ商人カ其同輩中ヨリ選舉シタル
者ヲ以テ構成シタル商人カ其同輩中ヨリ選舉
ノ申會ナクシテ依然裁判ヲ爲スルト於テ換察官
的ニシテ一時且ツ無償ナルモト又其裁判官
ハ商人カ其同輩中ヨリ選舉シテ二年ヲ以テ其期
限ト爲セリ而シテ其職務ハ全ク之ヲ名譽職ト
ナセリ
(二 三 六 三) 白耳義ニ於テハ商事裁判權ニ二種
アリ即チ所謂商事裁判所及ヒ工事裁判所是レ
ナリ此工事裁判ハ職工長又ハ職工相互

ノ間ニ生シタル詞訟ヲ審理スルモノナリ是日
リ先キ往時ニ在テハ第三者ヲ設ケ商事會社ノ
事件ニ付キ判断人アリタルモ佛朗西ニ於テハ
千八百五十六年ノ法律白耳義ニ於テハ商事會
社ニ關スル現行ノ法律ヲ以テ之ヲ廢セリ而シ
テ此法律ハ既ニ吾人ノ註釈中ニ之ヲ闡釋シタ
ル所ノ如クナリ今復タ之ノ一覽セシムルニ
二 三 六 四) 領事ハ外國ニ於テ特ニ本國人ノ利
益ヲ保護スルノ任ヲ帯ヒルモノナリ而シテ領
事ハ或ル場合ニ外國人ト白耳義人ト白耳義人及
ヒ白耳義人ト外國人トノ間生シタル詞訟ノ
裁判スルヲ得ベシ此事項ハ乃チ萬國公法ニ
係ルヲ以テ此ニ之ヲ說明セズ工事裁判權モ亦

七七

此ニ之ヲ論也。是レ商法外ノ特別ナル法律ノ
在ル有テ以テ之ヲ支配ニ且ツ其詞訟事件ニ甚
夕僅少ナルカ故ナリ。商法第四篇ハ商事裁
判権ト題シ之ヲ九ノ四卷ニ別テリ。乃チ裁判
第一卷ハ商事裁判所ノ構成ニシテ乃チ裁判
所構成ニ関スル千八百六十九年六月十八日
ノ法律第一一篇第三章ヲ以テ之ニ代用セリ。
第二卷ハ商事裁判所ノ管轄ニシテ乃チ争訟
事件ニ付キ民事裁判所ノ管轄ニ関スル千八
百七十六年三月二十五日ノ法律第十二条、第
十三条、第十四条、第十五条、及ヒ第十六条ヲ以
テ之ニ代用セリ。

第三卷ハ商事裁判所ニ於ケル訴訟手續ノ法
式ニシテ今日ニ至ルマテ未夕改正セリ。夕
ル七十ニ
第四卷即チ最終卷ハ乃チ控訴院ニ於ケル訴
訟手續ノ法式ニ係レリ。乃チ商法第四篇ニ代用ス
二五六六
三六六
八追加ノ事項ノ別ニ三卷ト為シ其題名ハ乃
尤ノ如シ
第一卷 商事裁判所ノ構成
第二卷 商事裁判所ノ管轄
第三卷 商事裁判所ニ於ケル訴訟手續ノ法
式

第一卷 商事裁判所ノ構成

商事裁判所ノ構成ハ普通裁判所ノ構成中ニ排
 列ス故ニ此事項ハ千八百八十八年ノ商法改正草案
 ト分離シテ之ヲ千八百六十九年六月十八日ノ
 裁判所構成法律ニ合併シタリ是レ吾人カ此法
 律ノ第三十二條乃至第六十六條ヲ列記シ以テ
 之ニ二三ノ意見ヲ附載シ且ツ其識得ヲ解シ易
 カラニムルカ爲メニ若干ノ規則ヲ加ヘ以テ務
 者ノ便ニ供スル所以ナリ

第三章

第一節 普通商事裁判所

千八百六十九年六月十八日ノ法律

商事裁判所設置ス

第三十二條

商事裁判所ノ位置、人員及ヒ管轄ハ本法ニ附
 之タル表ニ依テ之ヲ定ム

要旨

(二二六六七) 商事裁判所ノ表

註釈

(二二六六七) 第三十二條中ニ記シタル表ヲ掲ク
 レバ乃チ尤ノ如シ

ウエビエー	ウエビエー
ツウルネー	ツウルネー
---	---
四三	四三
---	---
ウエビエー	ウエビエー
ツウルネー	ツウルネー
...	...

高事裁判所
郡内ニ設置セラル
郡始審裁判所執行
此場合ニ於テハ
管理スル規則ニ
從ヒテ
察官ノ立會
クニ
テ

第三十三條

世

裁判ヲ為スベシ

要旨

二三六八 従前商事裁判ノ設ケナキ事ニ之

ヲ置キタルノ結果

二二六九 第三十三條第二項ハ曾ニ論議

生ニタル問題ヲ断定セリ

註釈

二三六八 商事裁判所ヲ一ノ部内ニ新設ニシ

ルハ従来之カ職務ヲ行ヒタル民事裁判所ハ

當世其商事上ノ裁判權ヲ失フモノニシテ新裁

判所設置前既ニ受理シタル事件ニ付テモ亦同

一ナリトス但ニ其設置ノ勅令中ニ及スル規則

アルハ此限ニ在ラズ故ニ此ノ如キ事件ハ之

商事裁判所ニ移付スヘキモノナリ然ラサル

片ハ其裁判ハ無効ニ屬スルモノトス其理由ハ

商事ニ關シテハ民事裁判所ハ囑托ノ裁判權ノ

之ヲ有スルモノニシテ其部内商事裁判所ノ在

ラナル片獨リ其裁判權ヲ執行スルモノナリ

三十三條及ヒ千八百八一年ノ商法第六十四條

ヲ以テ此囑托ハ理事裁判所ノ設置ニ由テ終

告クタルモノトス

二三六九 本條第二項ニ始審裁判所ハ檢察官

ノ立會ナリニテ裁判ヲ為ス旨ヲ掲ケタルハ従

前法律ニ明文ナキカ爲ナシ生ニタル疑問ヲ斷

定ニタルモノト云フヘシ而其斷定ノ認定セ

レタルモノトセシニ六十年末白耳義裁判所

ニ

ノナリ
一、執行シタル慣例ニ適合シタルモ

國王ハ各商事裁判ニ於ケル事務ノ須要ニ隨
ヒ判事補ノ負數ヲ定ム

第ニ 領事裁判官ニ選舉セラルヘキ
條件

凡ノ商人又ハ旧商人滿二十歳以上ニシテ

五年間面目ヲ汚スナリ商業ヲ行ヒ又ハ行
ヒタル氏ハ判事又ハ判事補ニ任命セラル、

一、ヲ得ベシ
裁判所長及ヒ副所長ハ滿二十七歳以上タル

ベシ且ツ判事及ヒ旧判事中心アラサレハ之
ヲ選任スルヲ得ス

要旨
判事補ニ選舉セラルヘキ條件
商事裁判所長及ヒ副所長ニ関ス

註釈

二、三、七、〇、
商事裁判所ノ判事又ハ判事補ニ任
命セララル、ニハ九ノ條件ヲ有セサルヘカラス

一、滿二十五歳以上ノ者

此年終ニ達セサル者ハ判事ノ職務ヲ行フニ必
要ナル裁判及ヒ経験ヲ有セサル者ト思量セラ

ル要ルハ十ハナリ

商人ヨリ成レル會議ニ於テ之ヲ選舉スベシ

要旨

(二三七二) 千八百八十八年ノ商法第六百十八條

及ヒ第六百十九條ト第六百十八條トノ比較

(二三七三) 何故ニ法律ハ營業稅ノ之ヲ視夕

改正ノ法律ニ依テ第六百八十一條ニ加ヘラレタル

(二三七三) 千八百八十一年七月三十日

改正ノ法律ニ依テ第六百八十一條ニ加ヘラレタル

改正

註釈

(二三七二) 千八百八十八年ノ商法第六百十八條及

ヒ第六百十九條ニ依レハ商事裁判所ノ職負ハ

紳商ヨリ組成セル會議ニ於テ特ニ旧家ニシテ

其正直秩序及ヒ節儉ノ精神ヲ抱持シ最モ稱賛
スヘキ戸主ニ就テ之ヲ選舉スルモト入而シ
テ選舉人名簿ハ州長(白耳義)ニ於テハ知事(郡ノ
諸商人ニ就テ之ヲ調製シ内務大臣ノ承認ヲ受
ケルヲ要セリ此規則ハ裁判所構成ニ關スル千
八百三十二年八月四日ノ白耳義法律第五十條
ニ依テ改正セラレタリ今其法律ヲ記スレハ乃
此條ニ記載シタル選舉人名簿ハ千八百八十八
年ノ商法第六百十九條ニ批ラカレモノニシテ
州ノ代議士之ヲ作ルベシ
行政官ニ於テ選舉人名簿ヲ作ルハ党派心其
他弊劣ノ意思ニ出ツル偏頗ノ弊ヲ生シ易シ故

二千八百六十九年法律第三十六條ニ於テハ
營業稅四十二「
二 納ムル者ヨリ組成セル會議ヲ以テ
三 代ハ以テ此等ノ弊ヲ矯正シク
二 三三七三法律ニ於テハ營業稅ニ非
一 人名簿ノ記數欄中ニ記入セシメ
ノ盛否ヲ定メテ他ノ五種ノ營業稅ノ
リ此點ニ就テ選舉人ノ名簿ニ關シ
トスル者ハ邑會議員ノ任命ニ關シ
歌ル者ハ邑會議員ノ任命ニ關シ
簿ニ登記セラルル者ハ邑會議員ノ
一 三三七三法律ニ於テハ選舉法ニ
六 第一ノ規定ハ選舉法ニ關シテ

七月三十日ノ法律第二條第三條ノ二ヲ以テ又
ヲ改正シタリ今其法律ヲ記スレハ即チ左ノ如

第二條 次ノ改正ハ整頓一致シタル選舉法
第一卷ニ加ヘラレタリ
第三條 一ニ商事裁判所ヲ組成スルニハ營
業稅二十「
邑ノ選舉人中ニ列スル商人ヲ選舉スルニ
第四 選舉人名簿ノ編成
第三十七條

常置議員ハ毎年七月一日ニ各郡ノ選舉人名
簿ヲ確定スルニ此名簿ハ州廳ノ登記局ニ供
置スルニ

各邑選舉人ノ氏名ヲ記載シタル投票ハ邑廳ニ
書記官局ニ差出シ該局ハ關係人ニ之ヲ通
知スベシ
選舉人名簿ニ登記セラルルハ邑會議員ノ
任命ニ關スル選舉人名簿ニ登記セラルルコ
トノ要ニ
凡ソ商人不当ニ其名ヲ遺脱セラシタリト思
量スルハ十五日内ニ常置議員ニ訴願シ常
置議員ハ八日内ニ裁決ヲ為スベシ
選舉人名簿ノ副本ハ八月一日前ニ商事裁判
所ノ書記局ニ送付スベシ
第五 選舉人ノ召集
第三十八條

選舉人ハ州ノ知事ヨリ書面ヲ以テ其履行ス
ル職務ノ終リル前ニ月及ヒ選舉ノ日ヨ
リ少クモ十日前ニ任所ニ召集セラルベシ
召集状ニハ選舉ノ日場所ニ選舉スルハキ
職員ノ數ヲ記載スベシ
辭職又ハ死去ニ依リ必要ナル補欠ヲ為スハ
十日ハ選舉人ハ他ノ時期ニ於テ前同ノ方
法ヲ以テ召集セラルベシ
此場合ニ於テ選舉セラレタル職員ハ代補ス
ル職員ノ期限ヲ終了スヘシ
第三十九條
召集状ハ市長ノ任意ヲ以テ領收書ヲ添ハ各
邑ニ送付スベシ

第六 選挙会議

第四十条

選挙会議ハ商事裁判所ニ在リ地ニ之ヲ開キ
同裁判所ノ長ニ上席ス所長ヨリ指令セラ
ルタル選挙人三名ノ中二名ハ投票検査負ノ
職務ヲ執リ後ノ一名ハ書記ノ職務ヲ行フベ

選挙会議ハ選挙以外ノ事項ヲ為スヲ得ス

第四十一条

裁判所ノ長ハ選挙会議ノ取締ヲ為ス

会議ハ選挙人ノ出席ス

會議ヲ開始シタル日ハ所長ハ議負ノ副位ヲ

議會議ニ知ラシム且ツ法律カ被選挙ノ為ニ



要スル条件ヲ又覆スベシ亦投票ノ方法ヲ規

定スル所ノ各条ヲ朗讀セシムベシ

州ノ知事ヨリ書記局ニ送付シタル選挙人名

簿ノ副本ハ集會場ニ貼示ス之ニ掲載セラレ

ル者ハ一切投票ヲ許ササルニシテ

第七 投票ノ方法

第四十二条

選挙ノ票箋ヲ以テシ裁判所長副所長及本

官ノ判事ヨリ之ヲ始ムベシ判事及判事補

ハ連名投票ヲ以テ之ヲ選挙スハシ

選挙人ハ人ヲシテ代理セシムルヲ得ス

要旨

三三四 千八百八年ノ商法第四十三条ト

註釋

三三四(四)千八百八年ノ商法第六百一十一條
 一 依レハ選舉ハ一名投票ニ由リ過半數ノ多數
 二 以テ之ヲ行フ而シテ一名投票ハ商事裁判所
 長及副所長ノ選舉ニ係ルニ付テ第四十
 二條ニ依テ之ヲ維持セラレタリ然レハ本官判
 事及判事補ハ連名投票ヲ以テ之ヲ選舉ス則
 チ之ヲ詳言スレハ同時ニ本官判事及判事補
 ノ投票スルコトヲ得ルナリ如キ方法ヲ創
 設シタル所以ハ乃チ得ルナリエセルハ府其他重要
 ノ都府ニ於テハ選舉人ノ負數今日尤キ夥多ト
 爲リ隨テ一回ニハ判事ノ之ヲ選舉スルコトハ

選舉ニ日月ヲ費スニ在リ是ヲ以テ其選舉ノ未
 タ終了セザル前ニ其局負カ過半ノ選舉人ノ為
 ノニ拋棄セラルコトノ恐レアルベシ

第四十三條

各選舉人ハ凡ベセルノ順序ニ從テ呼ハレタル
 後其書記シタル票箋ヲ封緘シテ所長ニ交付
 スルハシ而シテ所長ハ局ノ投票函ニ之ヲ投入
 責メテ投票計算ノ間之ニ近接シ得ハキ方法
 ヲ以テ之ヲ装置スベシ

第四十四條

各投票ノ氏名ハ二個ノ名簿ニ記入シ其一ハ
 二名ノ投票檢査人中ノ一名ニ於テ之ヲ領置

シ他ノ一ハ書記之ヲ領置スベシ

第四十五條

招呼ニ應セサル選舉人ハ再ヒ之ヲ招呼セシムベシ右ノ手續終シハ投票ノ終結シタル旨ヲ公告スベシ

第四十六條

票箋ノ數ハ計算前ニ之ヲ調査スベシ若シ投票者ニ異同ノルハ其旨ヲ調査ニ記スベシ計算ノ後ハ其差異カ選舉ヲ以テ疑ヲ容ルハトモノトスルハ事務局ハ更ニ投票ヲ行ハシムベシ

第四十七條

投票検査人ノ一名ハ遂次ニ各票箋ヲ取り之

ヲ展開シテ所長ニ交付スベシ所長ハ高聲ニ之ヲ朗讀シテ他ノ検査人ニ移スベシ各投票ノ結果ハ直午ニ之ヲ公ケニスベシ

第四十八條

白紙票箋則テ投票者カ已レヲ知ラシムハキモノ及ヒ手書セス黒色インキヲ以テ無色白紙ニ謄寫シ又ハ石版印刷シタルモノ並ニ有効ノ投票ト為ラザルモノハ總テ無効ニ屬シ多敷ト為スカタメニ之ヲ算入セス

第四十九條

裁判所ノ職員ハ過半数ノ投票ヲ以テ之ヲ選舉スベシ若シ其職員ノ全部第一ノ投票ニ於

選舉セノレサルハ專務局ハ其中ニ就キ
多數ノ投票ヲ得タル者ノ名簿ヲ作ルベシ此
名簿ニハ尚ホ選舉スヘキ職員ニ倍ノ氏名ヲ
記スルモトス投票ハ此候補者ニ非サレハ
之ヲ與フルト得ス任命ハ投票ノ多數ニ依
テ之ヲ為スベシ若シ投票同数ナルハ年長
者ヲ選擇スベシ

第五十条

事務局ノ職員ハ開會中選舉ノ調書ヲ作リテ
直々ニ之ヲ州ノ知事ニ差出スベシ
又其調書ノ副本ハ本局ノ職員ニ於テ之ヲ確
ノ商事裁判所ノ書記局ニ保存スベシ
第五十一条

投票計算ノ後ハ票箋ハ會議員ノ面前ニ於テ
之ヲ焚棄スベシ争訟ヲ生シタルモハ訴願
人並ニ事務局ノ職員之ニ花押ヲ手署シテ調
書ニ付添スベシ

第八 選舉ニ對スル訴願

第五十二条

選舉ノ効力ニ對スル訴願ハ五日內ニ州會ノ
常置議員ニ差出スベシ常置議員ハ終審ニテ
之ヲ裁決スベシ

第五十三条

選舉ハ訴願ニ依リ又ハ職權ニ依リ至重ノ違
則アルニ非サレハ之ヲ取消スルノ得ス此場
合ニ於テハ議員ノ決定後二十日內ニ其手續

ノ再始スベシ
若シ其選挙ノ規則ニ適シタルモノト認メタ
ルハ州ノ知事ハ司法大臣ニ其結果ヲ具申
スベシ
千八百八十一年七月三十日ノ法律第三章第
二条第三条乃至第十条ノ條款ハ商事裁判所
及ヒ工事裁判所ノ職負選挙ヲ有効トスル方
法ニ若干ノ改正ヲ加ヘラレタリ今其法律ヲ
掲クレハ乃チ左ノ如シ
第三条 次ニ改正ハ工事裁判所ニ関スル千
八百五十九年二月七日ノ法律及ヒ裁判所構
成ニ関スル千八百六十九年六月十八日ノ法
律ニ之ヲ加ヘラレタリ

一 常置議員ノ登録ハ工事裁判所ニ関スル
千八百五十九年二月七日ノ法律第十三条第
十五条第十六条第二十二條ノ規則ニ依リ州
知事ノ登録ヲ以テ之ニ代ヘラレタリ
二 至重ナル違則ノ為メニ商事裁判所及ヒ
工事裁判所ノ職負選挙ヲ取消スヘキ訴願ニ
関シテハ控訴院ニ於テ之ヲ裁決ス
三 至重ナル違則ノ為メニ選挙ノ全部又ハ
幾分ヲ取消スヘキ總テノ訟求ハ調書日付ノ
十日以内ニ州ノ知事又ハ関係人若クハ選挙
人ヨリ之ヲ為スヘシ然ラザレハ其権利ヲ失
フモノトス
四 凡ソ訟求ハ書面ヲ以テ州ノ書記局ニ提

出スベシ書記局ハ之ニ領收証ヲ付與ス而シテ此訟求ハ前文ニ記載シタル期限内ニ使吏ヲ以テ其關係人ニ通知スベシ然ラハ訟求ノ効十キモノトス長ノ効十キモノトス五此期限経過シタル後テ取消ノ訟求ハ選舉ニ係ル凡テノ証拠ト共ニ州ノ書記局ヨリ直々ニ控訴院ノ書記局ニ通達スベシ控訴院ノ書記局ハ之カ領收書ノ交付スルモノトス本件ノ書類ハ本訴ノ原被告人ニ於テ八日間ニ之ヲ參觀ニ供スル一ヲ得ベシ六控訴院ハ本法第二條ノ七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九号ノ規則ニ従テ之ヲ裁決スベシ

七 上告ハ控訴院檢察長及ヒ本訴ノ原被告人ヨリ之ヲ為スモノトス
八 本法第二條ノ二ノ一項八十二、八十三、八十四、八十五、九十三号ノ規則ハ此上告ニ之ヲ適用スヘキモノトス
八 原被告人ハ本法同條ノ八十七、八十八、八十九、九十号ノ規則ヲ應用スルコトヲ得ベシ
九 控訴院ノ書記ハ漸次ニ上告ノ十キ又ハ其棄却ニ依リ裁判ノ既判力ヲ得タル判決ノ謄本書ヲ州知事ニ送付スベシ
十 其全部又ハ幾分ヲ取消スヘキ場合ニ於テ無効トナリタル手續ハ州廳ニ其裁決ノ謄本ヲ送達シタル月内ニ之ヲ再始スベシ

近時ノ法律ハ(千八百八十四年六月二日ノ法律
ヲ云フ)商事裁判所職負選舉ノ方法ニ緊要ナル
改正ヲ加ヘタリ今之ヲ左ニ記ス

第一条 商事裁判所ヲ組織スル選舉人ハ裁判
所々在ノ邑ニ集會スベシ

選舉會ハ之ヲ數區ニ細分スルヲ得ベシ
第二条 選舉人ヲ各區ニ配置スルハ州知事商

事裁判所長ノ意見ヲ聽キ地方ノ必要ヲ參酌
シ且ツ選舉ノ手續ニ干預セんとスル選舉人

ニ便利ヲ興フヘキノ方法ヲ以テ之ヲ行フヘシ
各區ニ送付スヘキ選舉人名簿ノ副本ハ各局
ノ上席人ニ送付スベシ

第三条 候補者ハ投票ヲ行フヘキ日ヨリ少ク

モ五日前ニ之ヲ申立ツベシ

其申立書ニハ選舉人千人以上ノ郡ニ於テハ

少クモ二十五名ノ選舉人千人以下ノ郡ニ於

テハ十名以上ノ選舉人署名スルヲ要ス

其申立書ハ署名者中三名ヨリ本局ノ上席人

ニ之ヲ送達シ上席人ハ之カ領收証ヲ付與ス

ルモノトス

其中立書ニハ候補者及ヒ之ヲ推薦スル選舉

人ノ氏名任所職業ヲ記載スベシ

其中立書ニハ之カ年月日ヲ記入シ且ツ署名

スベシ
其中立書ニハ推薦セラレタル候補者ヨリ請

求セル職務ノ指示ヲ別々ニ記載スベシ
候補者ハアベセシノ順ニ依テ其氏名ヲ掲記セ
ラルベシ

第四条 推薦セラレタル候補者ハ自ラ署名シ
タル届書ヲ以テ其承諾ヲ表スルト共ニ其届
書ハ同時ニ本局ノ上席人ニ送付セラレハシ
其承諾ヲ表スル届書ニハ候補者カ裁判所構
成ニ関スル千八百六十九年六月十八日ノ法
律第三十五条ニ要シタル条件ヲ履行スヘキ
旨ノ確認ヲ載スヘシ
第五条 候補者ノ推選ニ必要ナル期限経過シ
タルハ本局ハ候補者ノ名簿ヲ確定シ其名
簿ニ依テ適法ノ投票ヲナスコトヲ得ベシ

此名簿ハ直々ニ郡廳所在ノ地ニ貼示スヘシ
而シテ又其名簿ニハ選任スヘキ各種ノ候補者
ヲ別ルニ記載スベシ

第六条 本局ハ投票紙ヲ制定シテ印刷ニ附ス
ベシ

凡テ其他ノ投票紙ハ之ヲ用ユルヲ禁ス

第七条 選挙スベキ各種ノ官吏選挙ニ付テハ
一個ノ投票紙ヲ同時ニ使用スベシ

第八条 商事裁判所長又ハ其不在ナルハ之
カ代理者本局ニ上席スベシ

若シ数區アルハ第二區及ヒ次ノ區ハ選挙
規程ニ従ヒ判事又ハ判事補其區ニ上席スベ
シ若シ必要ナルハ本局ノ上席人カ終身官

ニ屬スベキ選挙人中ニ就キ指名シタル者ヲ
以テ之ニ上席セシムベシ
各局ノ上席人カ指名シタル選挙人三名ノ中
第一第二ノ者ハ投票検査ノ職務ヲ執リ第三
ノ者ハ書記ノ職務ヲ行フベシ
第九條 選挙人ハ選挙法ニ定メタル方法ニ依
準シテ其投票ヲ行フベシ
第十條 数區ニ分ケタル選挙會ニ於ケル投票
ノ計算ハ各區ニ於テ之ヲ為スヘシ其票箋ノ
數ハ投票計算ノ前ニ之ヲ調査スベシ投票者
ノ數及ヒ投票函中ニ現在スル票箋ノ數ハ之
ヲ調査書ニ解記スベシ投票ノ結果ハ各局之ヲ
確定シテ氏名ヲ手署スベシ各區ノ局員ハ直

ニ之ヲ本局ニ送付シ本局ハ會議員ノ面前ニ
於テ一般ノ投票負數ニ係ル調査ヲ為スベシ
第十一條 裁判所構成ニ關スル千八百六十九
年六月十八日ノ法律第三十八條第一項ハ左
ノ如ク改正セラルタリ
選挙人ハ七月中ニ州知事ヨリ書面ヲ以テ住
所ニ召集セラレベシ
召集ノ州令ニハ第二次投票ノ日ヲ定メ第一
回ノ投票ト第二回ノ投票トノ間六日ヲ隔ツ
ベシ
第十二條 次ノ規則ハ千八百六十九年六月十
八日ノ法律第四十一条ニ附記セラレタリ

但シ本局ハ選舉會ニ干預シ又ハ干預セザル
 一ヲ証明シタル當該官吏ノ決定書ヲ携帶シ
 テ出頭スル者ノ訴願ヲ聽許スベシ
 第十三条 千八百六十九年六月十八日ノ法律
 第四十六条 ハ之ヲ廢止ス

第九 任命

第五十四条

商事裁判所ノ職員ハ國王之ヲ任命ス

要旨

(二三七五) 任命ノ意見

(二三七六) 任命ノ權ハ任命ヲ拒止スル權ヲ

包含ス

(二三七七) 商事裁判所職員ノ採用及ヒ宣誓

註釋

(二三七五) 商事裁判所ノ職員ニ選ハレタル商

人ハ確然裁判官タルノ性質ヲ有セス且ツ國長

ヨリ任命セラレタル後ニ非ハス宣誓ヲ為ス

一ヲ許サス千八百九十年十月六日ノ裁判所構成

規則第七條ノ明文ニ

商事裁判所職員選舉ノ調書ハ之ヲ司法大臣ニ

差出スヘシ司法大臣ハ被選人ノ任命ヲ上申シ

而シテ補任セラレタル(國長ヨリ)後ニ非ハスハ

宣誓ヲ為ス一ヲ許サス

(二三七六) 任命スルノ權ハ任命ヲ拒止スルノ

權ヲ包含ス何トナレハ若シ然ラザルニ於テハ

其任命タル無益ノ法式ニ過キサレハナリ然レ

氏或ル著者ハ吾人ト反對ノ意見ヲ有セリ
 (二三七七) 千八百六十九年六月十八日ノ法律
 第百八十六條ノ明文ニ 商事裁判所長判事判
 事補並ニ書記任命ノ承諾ハ正所長所在ノ地ヲ
 管轄スル控訴院會議局ノ公廷又ハ其承諾ノ休
 暇中ニ係ルハ休暇局ノ公廷ニ於テ之ヲ為ス
 べシ
 商事裁判官宣誓ヲ為スルヲ請求スルハ控訴
 院ハ其邸ノ民事裁判所ヲシテ其宣誓ヲ受ケシ
 ハベシ此場合ニ於テ民事裁判所ハ調書ヲ作ル
 ヲ控訴院ニ送付スベシ控訴院ハ之ヲ其簿冊ニ
 登録スルヲ命令スベシ而シテ此法式ハ檢察
 官ノ意見ニ基キ無費用ニテ之ヲ履踐スベシ

第百八十八條ノ明文ニ 批レハ宣誓ハ任命ノ日
 ニ之ヲ為スベク若シ之ヲ為サ、ルハ遲滯者
 ノ代替ニ処セラレ、コトヲ得ベシ

第十 就職ノ時期其期限

第五十五條

通常ノ期限ニ於テ更ニ選舉セラレタル商事
 裁判所ノ職員ハ其選舉ニ次ク所ノ十月十五
 日ニ就職スベシ
 他ノ時期ニ於テ選任セラレタル者ハ其任命
 ノ後々直々ニ就職スベシ

第五十六條

商事裁判所ノ職員ハ二年間選任セラレハシ
 裁判所長及テ副所長ハ第二期ニ於テ二年間

再選セラルベシ談所長、副所長ハ一固年ノ後
チニ非サレバ判事補ニモ再選セラレ、トヲ
得ス
現任裁判官ハ同一ノ時間ノ後チニ非サレハ
判事又ハ判事補ニモ再選セラレ、トヲ得ス

要旨

(二三七八) 商事裁判所ノ職負ハ二年間選任

セララルベシ。理由

(二三七九) 所長及ヒ副所長ハ再選セララルベ

シ

(二三八〇) 判事補ハ直チニ再選セララルベシ

(二三八一) 商事裁判官ハ轉任セサル以上ハ

其職ニ止マルコトヲ得ベシ

白耳義商法註釋
家資分散部

曲亦如長訣

二三七八

三三七八 註 秋
 命セラルルモノト又蓋ニ公益ニ於ケルモ其
 一 身上ノ利益ニ於ケルモ同ノ利益ニ係ラ有スルカ
 故ナリ是レ即チ其一身ノ利益ニ付テハ報酬
 ヲ受ケザルノ職務ヲ行フモノナリ往々困難
 ノ責任ヲ有シ且ツ改選ノ時期ニ至リテハ再選
 セラレザルノ不名譽ヲ来タスコトナリ之ヲ成
 ル可ク速ニ其職務ヲ免カシテ一方ヨリ論
 至ルヘシトモ思考ニタルニ依ルテ一カ
 又ハハ商事裁判所ノ裁判官久ク在職スル
 ハ判例ヲ作為スルノ慣習ヲ破リ却テ通常
 裁判官ノ措置ヲ為スニ至ルヘキヲ恐ル
 三三七八 註 秋
 商事裁判所ノ裁判官ハ唯ニ二年間任